

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年8月27日

【事業年度】 第8期(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

【会社名】 E R Iホールディングス株式会社

【英訳名】 ERI HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 馬野 俊彦

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂八丁目10番24号

【電話番号】 03-5770-1520

【事務連絡者氏名】 経理財務グループ長 松村 誠一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂八丁目10番24号

【電話番号】 03-5770-1520

【事務連絡者氏名】 経理財務グループ長 松村 誠一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		2017年5月	2018年5月	2019年5月	2020年5月	2021年5月
売上高	(千円)	11,357,421	13,097,494	15,076,818	14,842,735	14,397,766
経常利益	(千円)	367,696	702,020	845,718	598,225	474,334
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	212,794	429,924	523,097	258,226	264,759
包括利益	(千円)	212,898	432,380	530,361	270,252	269,611
純資産額	(千円)	2,298,054	2,296,861	2,561,934	2,746,897	3,024,370
総資産額	(千円)	4,109,057	6,346,951	6,896,687	6,762,841	6,477,818
1株当たり純資産額	(円)	292.77	297.10	332.87	349.86	381.58
1株当たり当期純利益	(円)	27.17	55.37	68.94	33.69	33.95
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)					
自己資本比率	(%)	55.8	35.7	36.7	40.0	46.1
自己資本利益率	(%)	9.2	18.9	21.8	9.9	9.3
株価収益率	(倍)	30.5	18.5	13.0	20.0	17.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	168,997	675,762	624,933	371,466	209,062
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	167,858	275,074	343,433	119,465	114,386
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	234,276	299,195	131,728	480,167	422,223
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	2,103,670	2,803,553	2,953,325	2,725,159	2,626,384
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	1,029 (103)	1,284 (141)	1,328 (134)	1,339 (135)	1,357 (113)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		2017年5月	2018年5月	2019年5月	2020年5月	2021年5月
売上高	(千円)	650,825	993,700	961,612	1,008,001	1,000,230
経常利益	(千円)	102,839	450,813	364,115	425,989	441,326
当期純利益	(千円)	84,962	420,955	346,019	376,074	448,846
資本金	(千円)	992,784	992,784	992,784	992,784	992,784
発行済株式総数	(株)	7,832,400	7,832,400	7,832,400	7,832,400	7,832,400
純資産額	(千円)	2,601,215	2,585,401	2,670,576	2,964,735	3,431,613
総資産額	(千円)	2,652,241	3,971,472	4,244,939	4,404,216	4,422,252
1株当たり純資産額	(円)	332.11	338.74	351.37	383.32	438.14
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	30 (15)	30 (15)	30 (15)	27 (15)	15 (0)
1株当たり当期純利益	(円)	10.85	54.21	45.60	49.07	57.55
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)					
自己資本比率	(%)	98.1	65.1	62.9	67.3	77.6
自己資本利益率	(%)	3.2	16.2	13.2	13.3	14.0
株価収益率	(倍)	76.4	18.9	19.7	13.7	10.2
配当性向	(%)	276.6	55.3	65.8	55.0	26.1
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	20 (5)	19 (5)	18 (4)	16 (5)	14 (2)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	100.8 (116.1)	127.3 (132.1)	116.0 (117.1)	92.7 (124.3)	84.4 (156.1)
最高株価	(円)	878	1,274	1,208	1,004	719
最低株価	(円)	725	810	658	457	552

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

年月	事業内容
2013年12月	日本E R I株式会社が単独株式移転の方法により当社を設立し、当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場（日本E R I株式会社株式は2013年11月に上場廃止）。
2014年6月	日本E R I株式会社の子会社2社（株式会社E R Iソリューション、株式会社東京建築検査機構）について、現物配当によりその株式を取得し、当社の直接の子会社となる。
2017年3月	株式会社イーピーエーシステム及び兄弟会社である株式会社ゲンバアイの全株式を取得。（株式取得後、株式会社ゲンバアイは株式会社イーピーエーシステムに吸収合併。）
2017年11月	株式会社住宅性能評価センターの発行済株式（自己株式を除く。）の94.2%を取得。
2017年12月	株式会社住宅性能評価センターが第三者割当（当社の総数引受）による自己株式の処分を実施。当社の持株比率は97.0%に増加。
2018年9月	株式会社東京建築検査機構の株式追加取得を実施。持株比率は98.0%に増加。
2019年5月	株式会社構造総合技術研究所の発行済株式の100%を取得。
2020年9月	株式会社サッコウケンの発行済株式の100%を取得。

（参考 日本E R I株式会社の株式移転までの沿革）

年月	事業内容
1999年11月	住宅品確法(注1)に基づく住宅の性能評価・検査業務、建築基準法(注2)に基づく建築物の確認検査業務を目的として、東京都港区赤坂に日本イーアールアイ株式会社(現 日本E R I株式会社)を設立。
2000年3月	建築基準法に基づく指定確認検査機関として、民間会社では初めて建設大臣(現 国土交通大臣)の指定を受け、確認検査業務を開始。
2000年10月	住宅品確法に基づく指定住宅性能評価機関として建設大臣(現 国土交通大臣)の指定を受け、新築住宅に係る住宅性能評価業務(注3)を開始。新築住宅の瑕疵保証業務(損害保険会社により全て付保)を行う日本住宅ワランティ株式会社(現株式会社E R Iソリューション)を全額出資により設立。
2002年3月	東京都港区区内で本社移転。
2003年11月	日本イーアールアイ株式会社から現社名である日本E R I株式会社へ商号変更。
2004年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2006年3月	住宅品確法の改正により住宅性能評価機関等は指定制から登録制に移行。登録住宅性能評価機関、登録試験機関、登録住宅型式性能等認定機関の登録を行う。
2010年3月	建築士の定期講習や建築関連技術の情報提供を目的に、株式会社E R Iアカデミーを全額出資により設立。
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所(J A S D A Q市場)に上場。
2010年5月	日本住宅ワランティ株式会社から現社名である株式会社E R Iソリューションへ商号変更。
2010年10月	大阪証券取引所へラクレス市場、同取引所J A S D A Q市場及び同取引所N E O市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所J A S D A Q(スタンダード)に株式を上場。
2012年5月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
2012年7月	大阪証券取引所J A S D A Q(スタンダード)における株式を上場廃止。
2013年5月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。株式会社東京建築検査機構発行済株式の76.9%を取得。
2013年10月	株式会社東京建築検査機構の減増資を実施。持株比率は94.6%に増加。

(注) 1 住宅品確法

住宅の品質確保の促進等に関する法律を指し、通常「住宅品確法」と称されており、住宅市場の条件整備と活性化を目的に、1999年6月公布されました。

同法は以下3つの柱、新築住宅の契約に関する瑕疵保証制度の充実(10年間の修補責任等の義務化)、住宅性能表示制度の整備、住宅専門の紛争処理体制の整備、を主たる内容とし、2000年4月から施行されていますが、の住宅性能表示制度については、2000年7月に日本住宅性能表示基準・評価方法基準が制定され、同年10月に本格的にスタートしました。

2 建築基準法

同法は住民の生命・健康・財産を守るために、建築物についての最低の基準を規定した法律で、建築工事に着工する前に、その建築計画が「建築基準関係規定」に適合しているかどうか、「建築確認」を受けることを義務付ける制度を定めています。また「建築確認」を受けた建築物が完成した時には、建築主事の完了検査を受け、検査済証を受けてからでなければ、建築物を使用することができないことも定めています。

1998年6月に法制定(1950年)以来の抜本的な改正が公布され、これまで建築主事が専ら行ってきた建築確認・完了検査が1999年5月以降は民間に開放され、一定の審査能力を備える公正中立な民間機関(指定確認検査機関)が確認検査をできるようになりました。

3 住宅性能評価

登録住宅性能評価機関は、国土交通大臣が定めた日本住宅性能表示基準・評価方法基準に従い、住宅の性能を構造の安定、火災時の安全、空気環境、音環境など10分野(2019年5月現在)について評価、表示し、住宅性能評価書を交付します。住宅性能評価は任意の制度で、その利用は住宅供給者又は取得者の選択によります。

住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめた設計住宅性能評価書、及び施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめた建設住宅性能評価書の2種類があります。

3 【事業の内容】

当社は2013年12月2日に単独株式移転の方法により日本E R I株式会社の完全親会社として設立されました。当社グループは、持株会社である当社及び連結子会社8社(日本E R I株式会社、株式会社住宅性能評価センター、株式会社E R Iソリューション、株式会社東京建築検査機構、株式会社構造総合技術研究所、株式会社サッコウケン、株式会社イーピーエーシステム、及び株式会社E R Iアカデミー)の計9社で構成され、建築物等に関する専門的第三者機関として、社名にある、Evaluation(評価) Rating(格付け) Inspection(検査)を主な事業として展開しております。当社グループの事業における各社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりで、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。また、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照下さい。なお、当社は有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

確認検査及び関連事業

建築基準法に基づく建築物の建築確認検査機関 1として、建築確認、中間検査、完了検査を行っております。また、関連事業として、超高層建築物等構造評定 2、型式適合認定 3、耐震診断・耐震改修計画の判定を行っております。

(主な関係会社) 日本E R I株式会社、株式会社住宅性能評価センター、株式会社東京建築検査機構、株式会社サッコウケン

住宅性能評価及び関連事業

住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「住宅品質法」という。)に基づく住宅性能評価機関 4として、設計住宅性能評価、建設住宅性能評価を行っております。また関連事業として、長期優良住宅の認定に係る技術的審査、住宅型式性能認定 5、特別評価方法認定のための試験 6、性能向上計画認定に係る技術的審査 4 7、認定表示に係る技術的審査 4 7を行っております。

(主な関係会社) 日本E R I株式会社、株式会社住宅性能評価センター、株式会社東京建築検査機構、株式会社サッコウケン

ソリューション事業

施工中・既存建築物に関する事業として、建築基準法適合状況調査 1、不動産取引などにおけるエンジニアリングレポートの作成、遵法性調査などのデューデリジェンス、現況調査や施工監査、非破壊検査などのインスペクション、既存住宅性能評価 4、長期優良住宅(増改築)技術的審査 4、ホームインスペクションなどのその他コンシューマー、CASBEE認証、インフラストック点検・診断などを行っております。

(主な関係会社) 日本E R I株式会社、株式会社住宅性能評価センター、株式会社E R Iソリューション、株式会社東京建築検査機構、株式会社構造総合技術研究所、株式会社サッコウケン

その他

住宅瑕疵担保責任保険の検査、フラット35適合証明、低炭素建築物の技術的審査 4 7、BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)評価 4 7、エネルギーパス第三者認証、建築物エネルギー消費性能適合性判定 7、建築物エネルギー消費性能評価 8、構造計算適合性判定 9などを行っております。

また、建築士定期講習 10、建築基準適合判定資格者検定の受検講座、建築技術者向けセミナー、建築CAD・積算システムの受託開発などを行っております。

(主な関係会社) 日本E R I株式会社、株式会社住宅性能評価センター、株式会社東京建築検査機構、株式会社サッコウケン、株式会社イーピーエーシステム、株式会社E R Iアカデミー

- 1 指定確認検査機関（国土交通大臣指定）
- 2 指定性能評価機関（国土交通大臣指定）
- 3 指定認定機関（国土交通大臣指定）
- 4 登録住宅性能評価機関（国土交通大臣登録）
- 5 登録住宅型式性能認定等機関（国土交通大臣登録）
- 6 登録試験機関（国土交通大臣登録）
- 7 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（国土交通大臣登録）
- 8 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（国土交通大臣登録）
- 9 指定構造計算適合性判定機関（国土交通大臣指定）
- 10 登録講習機関（国土交通大臣登録）

〔当社グループ業務の系統図〕

2021年5月31日現在

E R I ホールディングス株式会社										
セグメント区分	関係会社 [※] の実施の有無								事業の内容	主要な取引先
	J E R I	S H C	T B T C	S K K	E R I S	R D	E R I A	E P A S		
確認検査事業 及び関連事業	●	●	●	●					建築確認検査	申請者 (事業者等)
	●		●						建築基準法の性能評価 (超高層建築物等構造評定、建築防災評定等)	
	●		●	●					耐震診断・耐震改修計画の判定	
	●								住宅型式性能認定	
	●								型式適合認定	
住宅性能評価 及び関連事業	●	●	●	●					住宅性能評価	申請者 (事業者等)
	●	●	●	●					長期優良住宅の技術的審査	
	●	●	●	●					性能向上計画認定に係る技術的審査	
	●	●	●	●					認定表示に係る技術的審査	
	●		●						特別評価方法認定のための試験	
ソリューション事業	●	●	●						建築基準法適合状況調査	地方公共団体
			●		●				デューデリジェンス	
			●	●	●	●			インスペクション	
		●		●	●				その他コンシューマー (ホームインスペクション、適合証明業務等)	
			●		●				CASBEE認証	
その他				●	●				インフラストック点検・診断	保険法人
	●	●	●	●					住宅瑕疵担保責任保険の検査	
	●	●	●	●					住宅金融支援機構(フラット35)の適合証明	申請者 (事業者等)
	●	●	●	●					低炭素建築物の技術的審査	
	●	●	●	●					BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)評価	
	●								エネルギーパス第三者認証	
	●	●	●	●					建築物エネルギー消費性能適合性判定	
	●								建築物エネルギー消費性能評価	建築技術者
			●						構造計算適合性判定	
							●		建築士定期講習	
							●		建築基準適合判定資格者検定の受検講座	
						●		建築技術者向けセミナー	発注者(事業者)	
							●	建築CAD・積算システムの受託開発等		

※関係会社の略称は以下の通りです。

J E R I : 日本 E R I 株式会社、S H C : 株式会社住宅性能評価センター、T B T C : 株式会社東京建築検査機構、
S K K : 株式会社サッコウケン、E R I S : 株式会社 E R I ソリューション、R D : 株式会社構造総合技術研究所、
E R I A : 株式会社 E R I アカデミー、E P A S : 株式会社イービーエーシステム

(1) 確認検査及び関連事業

< 建築確認検査 >

建築基準法には、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準が定められ、その基準に建築物が適合しているかどうかをチェックする建築確認・検査制度があります。一般に建築物を建築しようとする場合、建築主は建築工事の着手前と完了時に建築主事¹又は民間の指定確認検査機関に申請し、確認済証や検査済証の交付を受けることが義務付けられております。

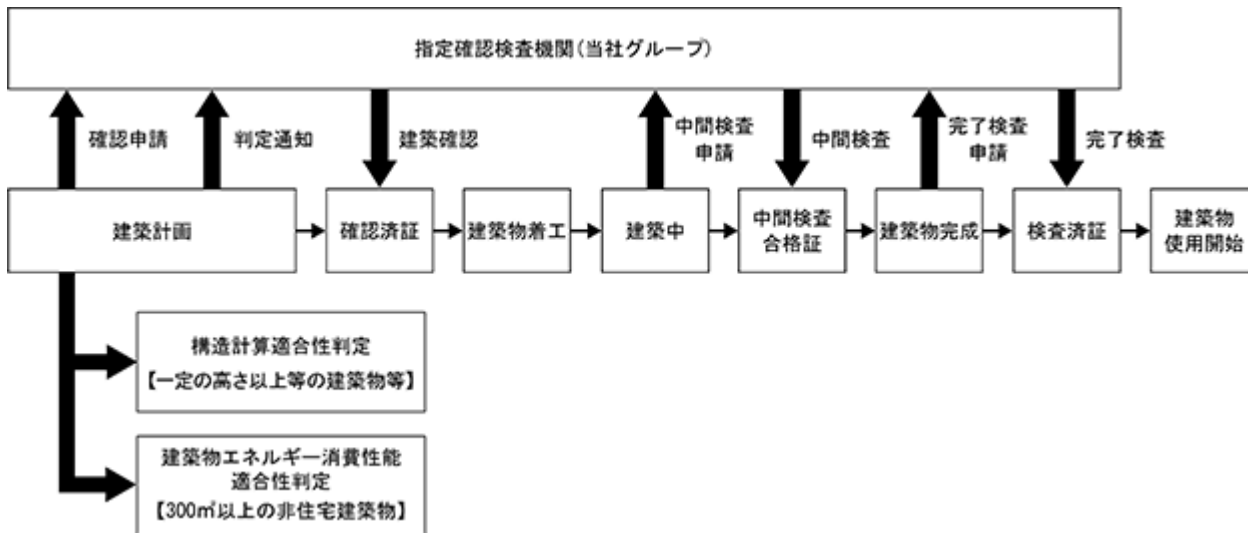
当社グループは、指定確認検査機関として、日本E R I株式会社、株式会社住宅性能評価センター、株式会社東京建築検査機構及び株式会社サッコウケンに、国家資格である建築基準適合判定資格者検定に合格した選任の確認検査員719名(2021年5月31日現在)が在籍し、確認検査業務に従事しております。

建築確認・検査業務の流れは下図のとおりであります。当社グループは、申請者から確認申請書及び設計図書の提出を受けて審査・検査し、当該建築計画について建築基準法のほか、都市計画法、消防法、下水道法など建築基準関係規定並びにこれに基づく各地方の条例に照らし適合性を確認し、確認済証を交付いたします。この際、高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物については、第三者(都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関)による構造計算適合性判定が義務付けられています。また、床面積の合計が300㎡以上である非住宅建築物については、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定が義務付けられています。

建築工事の完了時には確認検査員による現場検査が行われ、適合性を確認し、検査済証を交付いたします。なお、一定の規模の共同住宅に定められた特定工程や一定の構造、用途等の建築物について特定行政庁²が指定する特定工程においては、当該特定工程に係る工事を終了時に中間検査を受けなければならないとされており、完了検査と同様に確認検査員による現場検査が行われ、適合性を確認し、中間検査合格証を交付しております。

- 1 市町村又は都道府県において建築確認に関する事務を司るもの。
- 2 建築主事を置く市町村については当該市町村の長をいい、その他の市町村については都道府県知事をいう。

〔確認検査の流れ〕



〔建築基準法の改正〕

1998年6月12日に建築基準法が改正公布され、従来、建築主事のみによって行われていた建築確認・検査が一定の要件を満たす民間の指定確認検査機関に開放されました。その背景として、1995年に発生した阪神淡路大震災が契機となり、完了検査率の向上や違反建築物の監視・取締など建築基準法の厳正な運用をすべきとの議論が強まるなか、建築主事や建築監視員など建築行政におけるマンパワーの不足が問題となりました。そこで、民間活力の利用によるマンパワーの代替及び競争による技術水準・サービスの向上等を狙いとして、裁量の余地が基本的にはないとされる建築確認・検査を民間開放し、行政では違反建築物の監視・取締など行政の権限でなければできない分野へのシフトを進める制度改革が行われました。

確認検査業務を行う民間の指定確認検査機関は、建築主事と同様な高い技術力、専門性、公正中立性とともにより公的な確認検査機関として様々な規制を受けることとなっております。

また、2007年6月20日に改正建築基準法が施行され、建築確認制度や構造規定の見直しを軸とした大改革がなされ、申請書類が増大するとともに構造計算適合性判定も導入されました。

改正法施行当初は建築・住宅業界において、建築確認手続きの混乱が発生し、新設住宅着工戸数が大幅に減少するなどの影響がありました。特に構造計算適合性判定が義務付けられた大型建築物等への影響が大きく、建設投資全体でも大きな落ち込みが見られました。

その後、建築確認審査の迅速化及び申請図書の見直し等の観点から制度が見直され、二度にわたり建築確認手続き等の運用改善が行われたことにより、建築確認審査の迅速化が図られました。

2015年6月1日に改正建築基準法が施行され、より合理的かつ実効性の高い確認検査制度を構築するため、構造計算適合性判定制度の見直しや仮使用制度の民間開放などが行われました。

< 建築基準法の性能評価 >

超高層建築物の構造評定

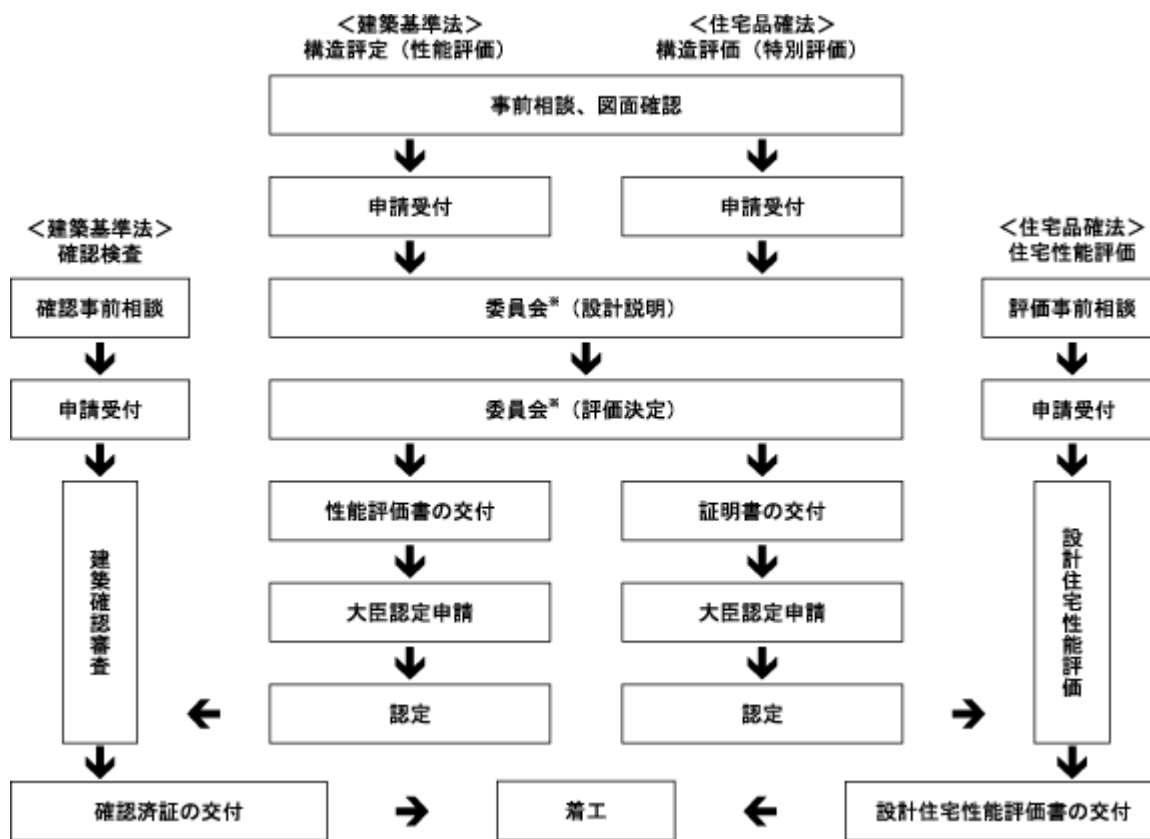
超高層建築物(高さ60メートル超)については、建築確認に先立って構造の安全性を評価する構造評定(性能評価)を受けることが建築基準法によって義務付けられています。この超高層建築物に係る構造評定は高度な技術力を要することから実施機関が限られておりますが、当社グループは数少ない民間実施機関のひとつとして、学識経験者などにより構成される委員会にて構造の安定性審査を実施し、「性能評価書」を交付しております。

建築防災評定

建築物の主要構造部の耐火性能及び防火設備の遮炎性能、階避難安全性能、そして全館避難安全性能を評価する業務です。超高層建築の構造評定などと同様に学識経験者などにより構成される委員会にて審査を実施し、「性能評価書」を交付しております。

〔超高層建築物の構造評定並びに構造評価の流れ〕

超高層建築物の構造について、建築基準法に基づく構造評定（性能評価）に加え、住宅品確法に基づく構造評価（特別評価方法認定のための試験）を一体的に行っております。またこれらの評価と併せ、建築確認並びに設計住宅性能評価も同時並行で効率的に実施しております。



委員会(当社グループが組成する次の2つを指します)

〔超高層建築物評定委員会〕：性能評価を担当し評価員2名以上で構成

〔構造特別評価委員会〕：特別評価を担当し試験員2名以上で構成

評価員及び試験員の要件は次のとおりであります。

- ・学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学もしくは衛生工学その他の性能評価の業務に関する科目を担当する教授もしくは准教授の職にあり、又はあった者
- ・建築、機械、電気もしくは衛生その他の性能評価の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者
- ・国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

＜型式適合認定＞

型式適合認定業務とは、標準的な仕様書で繰返し建設される住宅などの建築物の型式について建築基準法の一連の規定に適合していることを予め審査し、認定・認証する業務です。構造、防火、設備などが建築基準法に適合していることを、学識経験者などにより構成される委員会では審査し、「型式適合認定書」を交付しております。型式適合認定を受けていれば、個々の建築確認での審査が簡略化されます。

＜耐震診断・耐震改修計画の判定＞

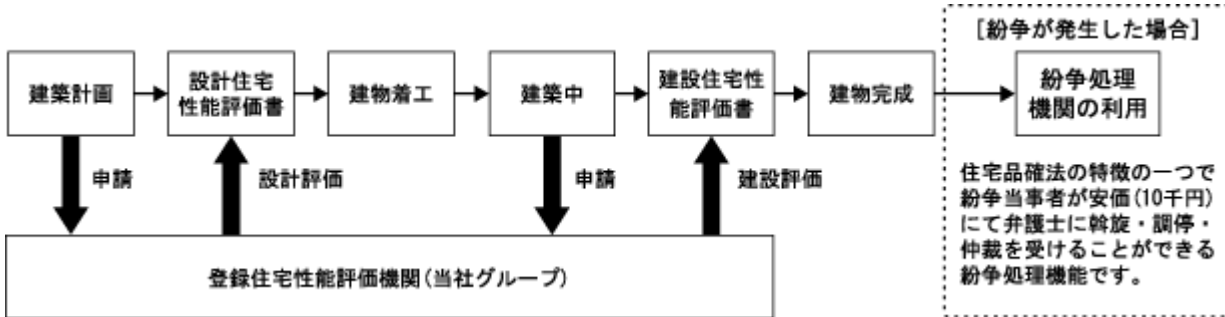
建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）による既存建築物の耐震診断と耐震改修に関しての任意評価を行うものです。学識経験者などにより構成される委員会では審査を実施し、「評定書」を交付しております。

(2) 住宅性能評価及び関連事業

< 住宅性能評価 >

住宅品確法に定める「住宅性能表示制度」に基づき、登録住宅性能評価機関として住宅の性能評価を行う業務であります。住宅性能評価の流れは下図のとおりであり、住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめた設計住宅性能評価書と、施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめた建設住宅性能評価書との2種類があり、段階的に交付されます。

〔住宅性能評価の流れ〕



〔住宅品確法の創設〕

1999年6月に公布された住宅品確法は、量的確保から良質な住宅ストックの形成を図るという住宅政策転換の根幹を支えるものであり、住宅性能表示制度の創設、住宅に係る紛争処理体制の整備、新築住宅に係る瑕疵担保責任の特例（10年保証）が3つの柱となっております。

住宅品確法の創設前は、住宅の瑕疵担保期間は契約で自由に変更可能でしたが、住宅供給者は本特例により全ての新築住宅の基本構造部分については引渡時から最低10年間の瑕疵担保責任を負うこととなりました。

住宅性能表示制度の適用は任意となっておりますが、新築住宅を取得しようとする消費者にとって住宅の性能の相互比較ができたり、性能上の要求が設計者・施工者と共通に認識され望みどおりの新築住宅をつくることができ、また、評価を受けた設計図書どおりの施工が確実にされることなどのメリットがあります。一方、住宅供給者にとって中立公正な第三者機関が交付した住宅性能評価書やその写しを新築住宅の請負契約書や売買契約書に添付することで、消費者の信頼を得られ易くなるうえ、住宅ローンの優遇や地震保険の割引、住宅金融支援機構提携フラット35に係る手続きの簡素化など優位性を訴求することができるようになります。

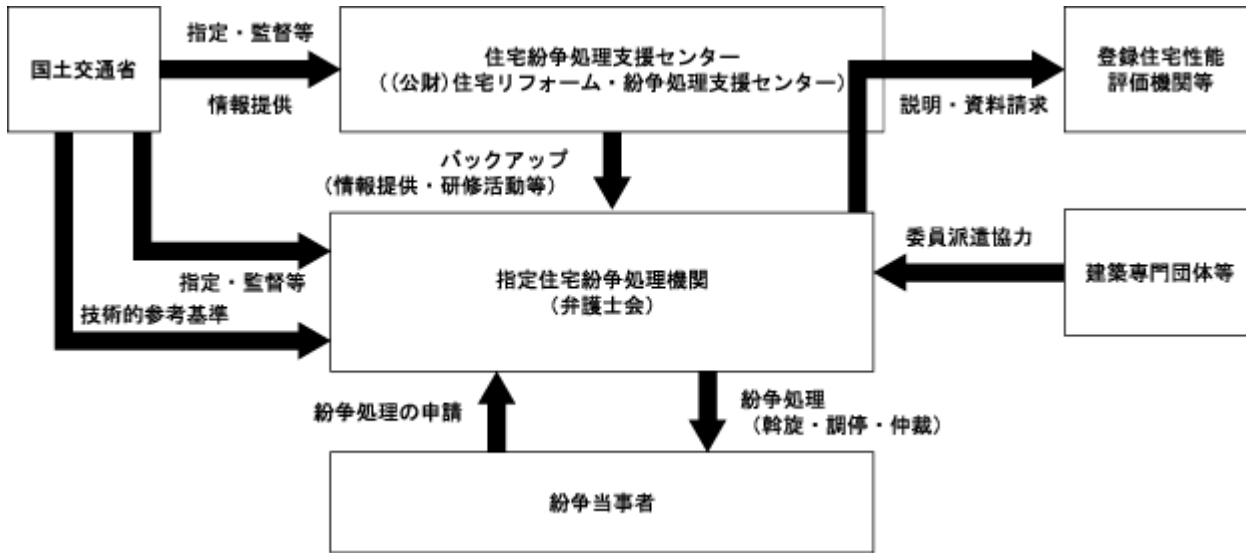
新築住宅の性能を表示する共通ルールとして国土交通大臣により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準が定められています。性能表示基準は10分野から成り立っており、表示事項それぞれに数段階の等級表示や数値表示等が用いられます。

〔日本住宅性能表示基準(新築住宅)の概要〕

分野	表示事項
構造の安定に関すること	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)
	耐震等級(構造躯体の損傷防止)
	その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
	基礎の構造方法及び形式等
火災時の安全に関すること	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)
	感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)
	避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)
	脱出対策(火災時)
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))
	耐火等級(界壁及び界床)
劣化の軽減に関すること	劣化対策等級(構造躯体等)
維持管理・更新への配慮に関する こと	維持管理対策等級(専用配管)
	維持管理対策等級(共用配管)
	更新対策(共用排水管)
	更新対策(住戸専用部)
温熱環境・エネルギー消費量に関する こと	断熱等性能等級
	一次エネルギー消費量等級
空気環境に関すること	ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏)
	換気対策
	室内空気中の化学物質の濃度等
光・視環境に関すること	単純開口率
	方位別開口比
音環境に関すること	重量床衝撃音対策
	軽量床衝撃音対策
	透過損失等級(界壁)
	透過損失等級(外壁開口部)
高齢者等への配慮に関すること	高齢者等配慮対策等級(専用部分)
	高齢者等配慮対策等級(共用部分)
防犯に関すること	開口部の侵入防止対策

住宅性能表示制度に関連して住宅専門の紛争処理支援体制が整備されております。下図のとおり、建設住宅性能評価書が交付された住宅については、国土交通大臣が指定する各地の弁護士会にある指定住宅紛争処理機関に申請すれば、手数料1万円で専門家(弁護士、建築士等)による円滑、迅速で専門的な紛争処理を受けることができる仕組みであり、同制度を支えるために登録住宅性能評価機関は建設住宅性能評価1住戸につき4,000円の負担金を納付しております。

〔紛争処理支援機能のイメージ〕



< 長期優良住宅の認定に係る技術的審査 >

長期優良住宅とは、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する等の住宅です。

当社グループは2009年6月4日に施行された長期優良住宅の普及の促進に関する法律による長期優良住宅の認定に先立って技術的審査を行っております。所管行政庁が認定を行う前に技術的審査を行うことで、申請者はスムーズに認定を受けることが可能となります。

< 特別評価方法認定のための試験 >

構造の安定、劣化の軽減、温熱環境、音環境など住宅品確法の評価方法基準に従って評価できない新材料、新工法などについて、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有することを学識経験者などにより構成される委員会で審査し、「試験証明書」を交付しております。

< 住宅型式性能認定 >

住宅型式性能認定業務とは、標準的な仕様書で繰返し建設される住宅や住宅の部分について日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有することを評価し、型式として認定・認証する業務です。表示すべき性能を有することを学識経験者などにより構成される委員会で審査し、「住宅型式認定書」を交付しております。住宅型式性能認定を受け、個々の住宅が認定を受けた型式に適合する場合、当該住宅型式性能認定により認定された性能を有するものとみなされ、住宅性能評価の際に一部の審査が簡略化されます。

(3) ソリューション事業

< 建築基準法適合状況調査 >

2014年7月に国土交通省より公表された「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、建築物の現況を調査し、法適合状況を任意の報告書として作成し、活用することができることになりました。当社グループは指定確認検査機関として当該報告書の作成を行っております。

< デューデリジェンス >

不動産取引における建築物に関わる遵法性、劣化、地震、環境等の現況とリスク調査を行い、その不動産が投資適格かどうか判断するための建築物等の調査、いわゆる「エンジニアリングレポート (ER)」を作成するほか、「建築基準法適合判定書」を作成する遵法性調査、土壌・建物環境リスク調査等を行っております。

< インスペクション >

施工中物件の第三者チェック等を行う建物施工監査、劣化状況・安全性・構造項目の遵法性・既存不適格建物の調査等を行う建物状況調査、鉄筋探査・コンクリート強度推定・外壁調査・瑕疵保険の特例検査等を行う非破壊調査等、建築物における維持保全、改良保全の手助けとなるサービスを提供しております。

< 既存住宅性能評価 >

1999年6月に公布された「住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）」に基づき開始された新築の住宅性能評価に続き、既存住宅についても2002年12月から既存住宅性能評価が開始されました。当社グループでは2003年4月から同業務を開始し、既存住宅の劣化状況、不具合や性能の評価を行っております。

< 長期優良住宅（増改築）技術的審査 >

既存住宅の増改築において、2009年6月4日に施行された長期優良住宅の普及の促進に関する法律による長期優良住宅の認定に先立ち、所管行政庁が定める認定基準の区分について技術的審査を行っております。

< その他コンシューマー >

既存住宅の住宅建設性能評価や目視による既存住宅の劣化診断を行うホームインスペクション、適合証明業務、既存の戸建住宅や共同住宅向けの各種検査・調査・診断サービス（コンシューマー）等を提供しております。

< CASBEE認証 >

建築物の環境性能を総合的に評価する「CASBEE」の認証業務を行っております。

< インフラストック点検・診断 >

インフラストック（土木構造物）分野での点検・診断等の業務を提供しております。

(4) その他

< 住宅瑕疵担保責任保険の検査 >

新築住宅の発注者や買主を保護するため、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）が2009年10月1日より本格施行され、新築住宅の請負人（建設業者）や売主（宅建業者）に対し資力確保措置（保険への加入又は保証金の供託）が義務付けられました。当社グループでは、住宅瑕疵担保責任保険を取扱う指定保険法人の現場検査業務や保険募集業務（受付）等を受託し、日本E R I株式会社、株式会社住宅性能評価センター及び株式会社東京建築検査機構で対応しております。

< 住宅金融支援機構（フラット35）の審査・適合証明 >

当社グループは、独立行政法人住宅金融支援機構が手がける、住宅ローン（フラット35）の供給を支援する証券化支援業務の検査（適合証明）を行っております。住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを設計時及び施工時に検査します。

< 低炭素建築物の認定に係る技術的審査 >

低炭素建築物とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物であって、所管行政庁により一定の基準（エネルギーの使用の効率性等）に適合すると認められたものなどを言います。

当社グループは2012年12月4日に施行された都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素建築物の認定に先立った技術的審査を行っております。所管行政庁が認定を行う前に技術的審査を行うことで、申請者はスムーズに認定を受けることが可能となります。

< B E L S (建築物省エネルギー性能表示制度) 評価 >

2013年10月に国土交通省が公表した「非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン(2013)」に基づき、非住宅建築物に係る一次エネルギー消費量について、第三者機関が客観的に評価し表示を行うB E L S (建築物省エネルギー性能表示制度) が創設されました。

その後、2015年7月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」に基づき、国土交通省は「建築物の省エネ性能表示のガイドライン(建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針)」を取りまとめました。2016年4月、このガイドラインに基づく評価としてB E L S が位置づけられるとともに、新たに評価対象に住宅が追加されました。当社グループはこの制度に基づく評価を実施し、「評価書」を交付しております。

< エネルギーパス第三者認証 >

エネルギーパスとは、建築物の断熱性能や設備の効率性を評価し、建築物が年間を通して快適な室内温度を保ち、空調設備などを使用するために必要なエネルギー量などをkWh/m²・年で表示する「家の燃費」を評価する指標です。当社グループはエネルギーパスに係る審査を実施し、「第三者認証書」を発行しております。

< 建築物エネルギー消費性能適合性判定 >

2015年7月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」の規制措置が2017年4月1日に施行されました。特定建築行為を行う建築主は、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させること、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けることが義務付けられました。

当社グループは所管行政庁が委任する範囲の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務を行っております。

特定建築行為とは

1. 300m²以上の非住宅建築物(特定建築物)の新築
2. 特定建築物の増改築(増築又は改築する部分のうち非住宅部分の床面積が300m²以上のものに限る。)
3. 特定建築物以外の増築(増築する部分のうち非住宅部分の床面積が300m²以上であるものであって、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限る。)

< 構造計算適合性判定 >

一定の規模以上の建築物の確認申請において、都道府県知事に指定された構造計算適合性判定機関によるダブルチェックが2007年6月20日より義務付けられました。概要につきましては、「第1 企業の概況 3 事業の内容(1) 確認検査及び関連事業[確認検査の流れ]」をご参照ください。なお、当社グループでは、2015年10月に日本E R I株式会社で行っていた構造計算適合性判定業務を株式会社東京建築検査機構に統合いたしました。株式会社東京建築検査機構は、依頼があった際に指定構造計算適合性判定機関として審査を行い、「構造計算適合性判定結果通知書」を交付しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 日本E R I株式会社 (注) 2、3	東京都港区赤坂	100,000	確認検査及び関連事業、住宅性能評価及び関連事業等	100.0	当社の取締役が同社の代表取締役及び取締役を兼任しております。また、当社の従業員が同社より出向しております。
株式会社住宅性能評価センター (注) 2、4	東京都新宿区新宿	100,000	確認検査及び関連事業、住宅性能評価及び関連事業等	97.0	当社の取締役が同社の取締役を兼任しております。
株式会社E R Iソリューション	東京都港区南青山	80,000	施工中・既存建築物の調査診断事業及び関連事業等	100.0	当社の取締役が同社の取締役を兼任しております。
株式会社東京建築検査機構 (注) 2	東京都中央区日本橋富沢町	100,000	確認検査及び関連事業、構造計算適合性判定事業、施工中・既存建築物の調査診断事業及び関連事業等	98.0	当社の取締役が同社の取締役を兼任しております。
株式会社構造総合技術研究所	大阪府東大阪市長田東	30,000	非破壊検査業務全般、高速道路・橋梁及びその他建造物の調査・診断	100.0	
株式会社サッコウケン	北海道札幌市中央区	15,000	確認検査及び関連事業、住宅性能評価及び関連事業、調査診断事業及び関連事業	100.0	当社の取締役が同社の取締役を兼任しております。
株式会社イーピーエーシステム	東京都渋谷区南平台町	10,000	建築C A D・積算システムの受託開発等	100.0	当社の取締役が同社の取締役を兼任しております。
株式会社E R Iアカデミー	東京都港区赤坂	50,000	建築士の定期講習等	100.0 (100.0)	

(注) 1 議決権の所有割合に、括弧書きで記載されている数値は、間接所有割合で内数であります。

2 特定子会社であります。

3 日本E R I株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	9,509,209千円
	経常利益	122,311 "
	当期純利益	64,181 "
	純資産額	956,226 "
	総資産額	2,601,308 "

4 株式会社住宅性能評価センターについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	2,677,198千円
	経常利益	255,180 "
	当期純利益	163,399 "
	純資産額	1,105,555 "
	総資産額	1,465,363 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
確認検査及び関連事業	729(38)
住宅性能評価及び関連事業	197(14)
ソリューション事業	104(5)
その他	89(3)
全社(共通)	238(53)
合計	1,357(113)

(注) 1 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)の年間平均人員数を()内に記載しております。

2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
14(2)	47歳6ヵ月	10年0ヵ月	6,143

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	14(2)
合計	14(2)

(注) 1 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)の年間平均人員数を()内に記載しております。

2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

3 平均勤続年数は、関係会社での勤続年数を含んでおります。

4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、建築分野における第三者検査機関として、まずは、公正さ・中立性を確保したうえで、各種業務を遂行することとしており、これは、以下に掲げる「七つの理念」を実践して、良質なすまい・建物を実現し、安全で美しい街づくりに貢献することを目標とする当社グループ創業以来の基本方針であります。

「七つの理念」

1. 消費者・事業者に公正かつ必要な情報を提供します。
2. 法令・規程を遵守し、第三者性、中立性を保ちます。
3. 最高水準の技術を提供して、技術の基準となります。
4. 全分野のニーズを引受け、迅速なサービスに努めます。
5. 全ての業務を自己執行する責任ある体制を築きます。
6. 可能な限りの情報を公開し、透明な会社となります。
7. 信頼され、社会的にも影響力のある会社となります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、2020年5月期を初年度とする3ヶ年の中期経営計画を策定しております。この経営計画において目標とする経営指標は以下のとおりです。

計画最終年度（2022年5月期）における計数目標

売上高	185億円以上（内、M&A効果20億円程度）
営業利益	12億円以上
営業利益率	6.5%以上
ROE	20%以上
配当	安定的配当を継続する（配当性向は30%以上）

(3) 経営環境の認識と対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響により、国内外の経済活動は大きな制約を受ける状況が継続していますが、ワクチン接種の普及とともに、世界経済は回復に向かうことが予想されています。わが国経済につきましても、ワクチン接種の浸透に時間を要していることから、当面の間は経済活動に制約が残るものの、コロナ後を見据えて、経済活動は正常化に向けて徐々に回復していくものと思われれます。

当社グループが属する住宅・建築業界を取り巻く事業環境につきましては、コロナ禍の影響によって大きく落ち込んだ新設住宅着工戸数に回復の動きが見られます。一方、企業の設備投資動向については、企業業績の動向に影響を受け易いと思われれますが、業態によって回復の度合いが大きく異なることから、今後の動向には十分留意する必要があります。そうした中、2021年4月からは、省エネ基準適合義務化の対象が、2,000㎡以上の非住宅建築物から300㎡以上の非住宅建築物へと拡大されており、それに伴う適合判定業務の拡大が当社グループの業績向上に大きく寄与するものと予想しています。

このような環境認識の下、新型コロナウイルス感染症の沈静化が実現するまでの間、当社グループは、お取引先様、従業員をはじめとするステークホルダーの皆様の安全に細心の注意を払いながら、建築物等の社会インフラの安心・安全を支えるべく業務を継続して参ります。そのためには、新しいライフスタイルやワークスタイルの潮流を見据えて、接触（対面）から非接触（リモート）への変革に対応しつつ、生産性向上を実現できるデジタル化の推進を積極的に進めていくことが課題になると考えています。

中長期的には、新築市場の将来的な縮小を睨み、変化に先行して新たな成長軌道に乗るために、市場別の成長戦略と経営基盤の革新により収益力を高めるとともに、成長分野へ経営資源を積極的に投入することで新たなビジネスモデルを構築することが課題であると認識しております。

当社グループは、今後の事業環境の変化に備えて対処すべきこれらの課題を踏まえ、ステークホルダーの皆様から評価される新たな価値を創造するべく、以下の3つの戦略分野を掲げて、持続的な成長と安定的な収益の実現を目指

しております。

既存中核事業の収益力強化

I C Tへの投資並びにB I M (Building Information Modeling)の活用をはじめとするデジタルトランスフォーメーションの推進によって、コロナ対策で求められるテレワーク推進や人材不足などの課題に対処するとともに業務効率の向上を目指します。また、主力の建築確認及び住宅性能評価は業界の再編機会を的確に捉え、M & Aによる市場シェアの拡大を目指します。

成長事業への投資拡大

省エネ基準適合義務化の対象拡大スケジュールを見据えて、省エネ関連業務の拡大に対応できる態勢を構築すると同時に、既存中核事業のシェアアップの原動力とします。また、建築ストック市場に関連する調査・診断業務には、経営資源を積極投入して中核事業化を目指します。引き続きストック関連企業のM & Aの機会を積極的に模索してまいります。

事業領域の拡大

グループの技術力、ブランド力を活かせる分野へ事業領域の拡大を図ります。新規参入したインフラストック（土木構造物）分野の事業拡大を、M & Aの活用も含めて積極的に推進します。また、海外における事業展開の機会を的確に捉えるため、情報収集を継続します。

今後も、当社の経営理念である「七つの理念」の下に、「信頼性向上」と「E R Iブランドの確立」にむけた取り組みを通じて、建築分野における専門的な第三者検査機関としての社会的使命を果たしてまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 法的規制について

当社グループの主力業務は、確認検査業務及び住宅性能評価業務であり、当社子会社の中では日本E R I株式会社、株式会社住宅性能評価センター、株式会社東京建築検査機構及び株式会社サッコウケンの4社が、それぞれ「建築基準法」に基づく国土交通大臣の指定機関、「住宅品確法」に基づく国土交通大臣の登録機関として事業展開を行っております。指定機関・登録機関は、高度な技術力、専門性、公正中立性に加え、建築主・設計者・施工者等と利害が制度の支障とならない第三者性が必要であることから、厳格に法的規制を受けております。それらの法的規制に、指定機関・登録機関である当社子会社が抵触した場合には、当該子会社において、指定・登録が取消される、あるいは更新されない、もしくは業務停止処分を受ける可能性があります。その場合には、行政処分の対象となった子会社の事業活動に支障をきたすとともに、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、前述「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（1）会社の経営の基本方針」に記載の通り、公共性の高いサービスの提供を行う社会的役割を経営理念に掲げるとともに、後述「第4 提出会社の状況 4 コーポレートガバナンスの状況等（1）コーポレートガバナンスの概要 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に記載の通りの方針で、内部統制・リスク管理体制を整備して業務運営に取り組んでいます。なお、有価証券報告書提出日現在においては、法的規制に該当すべき事由は発生しておりません。

法的規制の内容は「（参考情報）当社事業にかかる法規制等」をご参照ください。

(2) 業界動向について

当社グループの中核事業である確認検査業務及び住宅性能評価業務は、以下のような業界動向の下で運営されており、その動向が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

確認検査業務

確認検査機関の指定状況

1999年度から確認検査業務が民間開放され、指定確認検査機関は1999年度末の23機関から2005年度末の125機関まで、每期、増加しました。しかし2006年度以降は、新規に指定される確認検査機関がある一方、廃業や合併を行う指定確認検査機関の動きが見られ、2016年度以降の機関数はほとんど変化がなく2021年5月末時点で135となっています。指定確認検査機関を組織形態別にみると、国土交通大臣指定の機関は株式会社が約7割、地方整備局長指定の機関は株式会社が9割以上、都道府県知事指定の機関は財団法人が約半数以上を占めております。

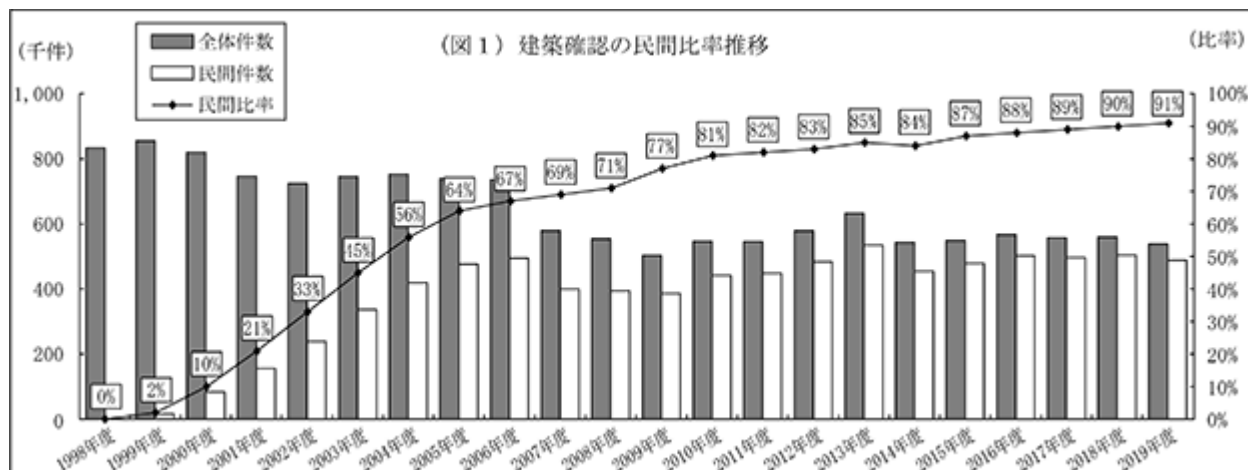
確認検査機関の指定状況（増減又は期末指定機関数）

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	指定機関数 (2021年5月末)
国土交通大臣指定	1	1	1	2		1	1	1	2	1	2	3			2	27(21)
地方整備局長指定	2	2	1	1	1	2		2	3	2	1	3			5	43(39)
都道府県知事指定	1	1	4	0	2	2		1		2	2				2	65(29)
合計	0	0	2	3	3	3	1	4	5	3	1				1	135(89)

- (注) 1 日本建築行政会議ホームページにおける「都道府県ごとの指定確認検査機関一覧」より作成しております。
2 廃業機関を除く。指定区分の変更については区分変更後の指定のみを計上しております。
3 国土交通大臣指定は業務区域が2以上の地方整備局の管轄区域をまたがる場合、地方整備局長指定は業務区域が2以上の都道府県でかつ1の地方整備局の管轄区域内の場合、都道府県知事指定は1の都道府県の場合であります。
4 指定機関数の()内は、株式会社・有限会社・合同会社の指定機関数であります。

建築確認の民間比率

(図1)のとおり、2001年度以降、70万件前半で推移していた建築確認件数は、改正建築基準法の施行に伴う混乱(2007年6月)やリーマン・ショックの影響(2008年9月)等から落ち込みました。その後、2010年度以降は回復傾向にありましたが、2014年度は、消費税増税前の駆け込み需要の反動等により前年度比14.1%減と大幅な減少となりました。その後、2015年度以降においては緩やかながら増加傾向にあります。このような状況の中、指定確認検査機関による業務シェア(民間比率)は漸増傾向を続け、2018年度は90%となっております。なお、2020年度については、本有価証券報告書作成時点においてデータが発表されていないため、(図1)に掲載しておりません。



(注) 国土交通省「最近の建築確認件数等の状況について」より作成しております。

競合状況

指定確認検査機関は2021年5月31日現在135機関ありますが、その多くは所在都道府県及び隣接県を業務区域とする地域密着型機関か、業務区域が全国でも地方支店網を持たない機関となっております。その中で当社グループの中核会社である日本E R I株式会社は、日本全域を業務区域として対応可能な支店網(33支店 2021年5月31日現在)を整備した唯一の指定確認検査機関となっております。また、確認検査員数(2021年5月31日現在選任719名)や確認検査の実績件数においても当社グループが最大手となっております。しかしながら、地域密着型機関との競争が激しいこと、建築基準適合判定資格者検定に合格した確認検査員を確保・育成する必要があることなどから、将来にわたって当社グループが指定確認検査機関における最大手の地位を維持できるとは限りません。

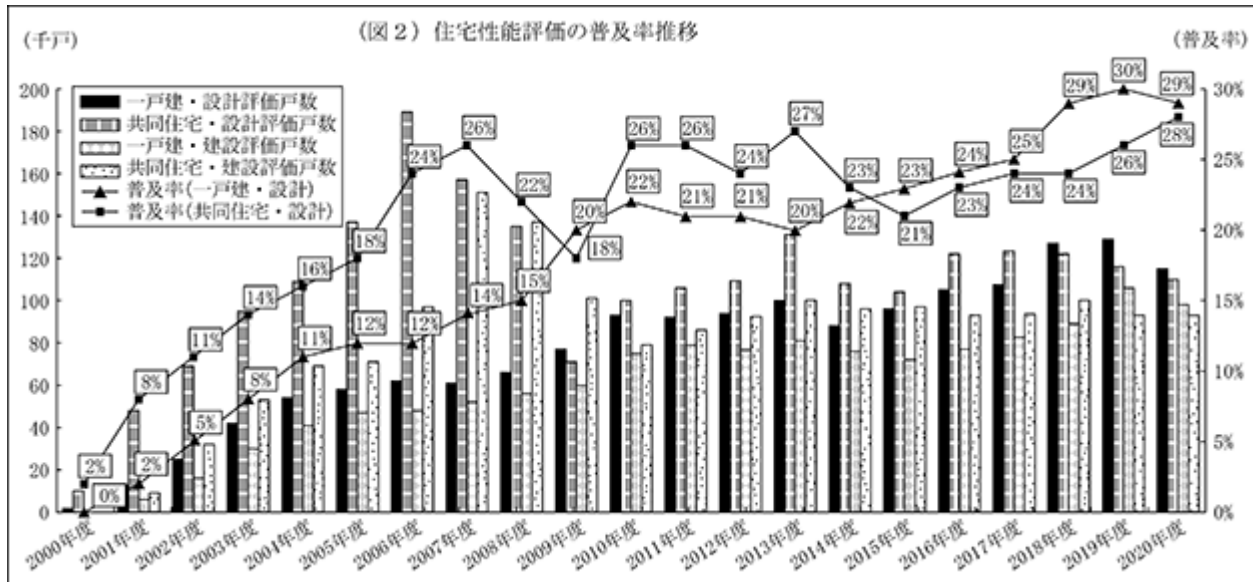
住宅性能評価業務

住宅性能評価機関の登録状況

2000年10月に第1陣の指定住宅性能評価機関64機関が指定され、2006年3月より登録制に移行し、2021年5月31日現在の一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員機関数は123機関となっております。

住宅性能評価の普及状況

(図2)のとおり、新築住宅の性能評価制度は、当初は共同住宅において先行して普及しましたが、一戸建の普及が安定的に増加し、ここ6年間は一戸建の普及率が共同住宅を上回っています。2020年度の実績(設計性能評価)は、一戸建29%、共同住宅28%の普及率となり、一戸建は低下しましたが、共同住宅がそれ以上に上昇したことで、合計の普及率は過去最高を記録しました。



(注) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ、財団法人建設物価調査会「月間住宅着工統計」より作成しております。

競合状況

2021年5月31日現在の一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員機関数は123機関ですが、指定確認検査機関と同様に地域密着型機関が大半を占めております。その中で当社グループの中核会社である日本E R I株式会社は、日本全域を業務区域として対応可能な支店網を整備した唯一の登録住宅性能評価機関となっております。一般社団法人住宅性能評価・表示協会のデータによると、2020年度の業界シェア(設計評価交付戸数)は、当社グループの日本E R I株式会社、株式会社住宅性能評価センターを含む上位5機関で5割、上位10機関で7割に達する寡占状態となっております。当社グループの登録住宅性能評価機関合計で2020年度の実績戸数では、戸建住宅、共同住宅合計で23%のシェアを占めて1位となっております。しかしながら、戸建住宅、共同住宅それぞれの分野で、大手住宅供給会社間の取引拡大を巡る競争が激化していることもあり、将来とも当社グループが住宅性能評価機関における高い地位を維持できるとは限りません。

(3) 経営成績及び財政状態について

人材の確保について

当社グループの業務は、それを遂行する社員が高度な技術力を保持していることはもちろん、中核事業である確認検査業務、住宅性能評価業務の実施には「確認検査員」「評価員」等の法律によって必要とされる資格を取得することが必須であります。こういった優秀な人材を確保することは、当社グループが将来にわたって安定的に事業を継続するための重要な課題のひとつとすることができます。

確認検査員の確保につきまして、限定された地域において、限定的な件数の確認検査業務を行う場合は、多数の確認検査員の確保を要しませんが、当社グループのように全国展開等広域にわたって多数の業務を行う場合においては、拠点毎に確認検査員の確保が必須となります。万が一、その確保が業務量に対して十分でない場合は、確認検査業務の遂行に支障を来すこととなります。

住宅性能評価業務におきましては、正社員である評価員以外に委託評価員を併用することがあります。これは技術水準を保つための自社執行体制を維持しつつ、効率的な人員体制による運用を図るためであります。確認検査業務と同様、全国展開を図る当社グループにつきましては評価員の確保が必須であり、万が一、その確保が業務量に対して十分でない場合は、住宅性能評価業務の遂行に支障を来すこととなります。

建築物の竣工時期による業績変動について

当社グループの業績は、建築物の竣工案件の季節的な偏在により、四半期で変動する可能性があります。特に当社グループでは、竣工時の現場検査収入（確認検査業務のうち完了検査、住宅性能評価業務のうち建設住宅性能評価）が売上の3分の1程度を占めることから、建築物の竣工が多い3月、9月及び12月に売上が集中する傾向が見られます。また「2 事業等のリスク（3）経営成績及び財政状態について 住宅市場の動向について」の消費増税による駆け込み需要の反動や、「2 事業等のリスク（4）その他 自然災害に関するリスク、大規模な感染症流行のリスク」の工事の中断などの予想し得ない事態の発生による竣工時期の遅延等、竣工案件が翌期にずれ込む事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

住宅市場の動向について

当社グループに密接に関係する住宅業界は、雇用状況、景気動向、金利動向、地価動向、住宅税制等の影響を受けやすく、景気見通しの悪化や税制変更による消費税等の引き上げ、住宅刺激策の変更等、こうした外部要因の変化により、住宅購入者の購入意欲を減退させる可能性があります。その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

関連法令の改正等について

当社グループの行う事業は、建築基準法や住宅品確法をはじめとする多くの法令による規制を受けております。今後、これらの法令の改廃や新たな法令が設けられる場合、その内容や影響をあらかじめ予測しコントロールすることは困難であり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

業務遂行に関する訴訟リスクについて

当社グループの業務のうち、確認検査業務、住宅性能評価業務等の建築基準法、住宅品確法に基づく業務は、その遂行において、次項に記載の審査請求をはじめとして、当社グループの過失の有無に係わらず訴訟を受ける可能性があります。

当社グループでは、業務遂行により発生する損害に備え、「建築確認検査機関・住宅性能評価機関賠償責任保険」に加入することにより担保しておりますが、想定外の訴訟を受けた場合には、風評の悪化等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

行政不服審査法に基づく審査請求について

審査請求とは、行政不服審査法に規定されている権利の一形態で、行政処分に対して不服がある場合、一定期間内にその取消を求めることができる制度であります。当社グループの業務の内、確認検査業務については従来行政が行っていた業務であり、その処分としての建築確認は同法に基づく審査請求の対象となるものであります。民間開放により当社グループのような民間確認検査機関が行う建築確認に対しても同法が適用されることとなります。

従いまして、当社グループが行った建築確認について、その処分を不服とする近隣住民から審査請求を受け、事案が問題化し、訴訟に発展した場合など、当社グループが行った建築確認が適正であるか否かを問わず、また、全く根拠のない誤認による審査請求であった場合でも、公正中立な専門的第三者機関としての当社グループの信用に影響を及ぼす可能性があります。

みなし公務員規定等について

確認検査業務が極めて公共的な性格を持つ業務であるため、建築基準法において、指定確認検査機関の役職員は業務で知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務を負っております。

具体的には、建築基準法の指定機関として確認検査業務を行っておりますが、当社グループ役職員が確認検査業務で知り得た秘密を外部へ漏らしたり、又は盗用したりすることが禁じられており、確認検査の業務に従事するものは、公務員と同様に罰せられることとなり、刑法及びその他の罰則の適用についても公務員として罰せられることとなります。

なお、住宅品確法の登録機関として住宅性能評価業務を行っておりますが、当該業務も公共性の高い業務であることから、秘密保持義務が別途定められております。

制限業種(注)について

株式保有状況

当社の株主のうち制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人(当該法人の役職員を含む)による保有割合(以下、「制限業種による株式保有割合」という。)は以下のとおりです(2021年5月31日現在)。なお、制限業種に従事する者及び制限業種を営む法人による株式保有割合が1/3を超える場合は、確認検査業務及び住宅性能評価業務における国土交通大臣の機関指定、機関登録が取り消されることとなる可能性があります。当社では、株主名簿に記載された株主の属性を可能な範囲で確認・調査を行い、制限業種及び非制限業種に区分した株式保有割合を今後とも継続的に開示してまいります。

株主	株数(株)	シェア(%)
制限業種	2,115,001	27.0
非制限業種	5,717,399	73.0
合計	7,832,400	100.0

- (注) 「制限業種」とは、次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいいます。
- ・設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。但し、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
 - ・建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
 - ・不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
 - ・昇降機の製造、供給及び流通業

個人情報漏洩のリスク

当社グループは、多数の顧客情報をはじめとする個人情報を保有しております。当社グループでは、「個人情報保護基本規定」等各社において、情報管理に関する規程を定め、役職員に対する教育・研修等により社内に徹底通知しております。しかしながら、これらの対策にも関わらず、大規模な情報漏洩等により顧客に甚大な被害を及ぼす事態が生じた場合には、監督官庁からの行政処分や、損害賠償請求、社会的信用の毀損等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害のリスク

当社グループは、国内主要都市に支店や検査員事務所等の施設を展開しており、地震、台風、水害、火山の噴火等の大規模な自然災害の発生により、従業員や施設・設備等への直接的な被害のほか、通信網、交通網の遮断・混乱等によって事業活動に影響を受ける可能性があります。

また、顧客における建設現場の被災や建設資材の供給遅延などによって、竣工時期の遅延等、竣工案件が翌期にずれ込む事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

大規模な感染症流行のリスク

重大な健康被害をもたらす感染症が大規模に蔓延した場合、感染拡大を防止する観点から、当社グループ各社の窓口業務や現場検査業務等を停止せざるを得なくなる可能性があり、その期間が長期化するほど、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、感染症拡大が顧客において営業活動や工事現場の操業を停止せざるを得なくなる場合には、その期間が長期化するほど、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症拡大に関する当社グループの取り組み状況といたしましては、緊急事態対策室の設置、手洗い・うがい・マスク着用の周知徹底及び各事業所におけるアルコール消毒液の配備、飛沫防止スクリーンの設置、窓口営業時間の短縮、時差出勤・テレワーク・テレビ会議の導入等を行っております。

(参考情報) 当社事業にかかる法規制等

指定確認検査機関

〔指定の要件〕

建築確認、検査を行う職員の数について

- ・ 確認検査員及び確認検査員以外の確認検査の業務を行う職員(以下、「補助員」という。)の数は、指定確認検査機関の業務量及びその内容(建築物の規模等)に応じて法律によって厳密に定められており、その定められた人数以上の確認検査員と補助員を確保する必要がある。

確認検査の業務の体制、方法等について

指定確認検査機関(以下、「機関」という。)及びその確認検査員は次の内容等に適合しなければならないものとする。

- ・ 確認検査の業務は他の業務(判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。)と独立した部署で行い、担当役員を置かなければならない。
- ・ 機関の職員以外の者を確認検査の業務に従事させてはならない。また、補助員が行う業務は、補助的なものに限り、補助員単独で確認検査を行ってはならない。
- ・ 建築主が、次のイからニまでに掲げる者である建築物、ハからトまでに掲げる者が設計・工事監理・施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査を行ってはならない。

イ 機関の代表者又は担当役員

ロ イに掲げる者が所属する企業・団体等

ハ イに掲げる者の親族

ニ ハに掲げる者が役員である企業・団体等

ホ イ又はハに掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業・団体等

ヘ 機関又は機関の親会社等が特定支配関係を有する者

ト 機関の役職員が代表者の地位を占める企業・団体等

- ・ 機関は、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、建築確認を行ってはならない。

イ 機関の代表者又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関

ロ 機関の代表者又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関

ハ 機関の代表者又は担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

ニ 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員が機関に所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

ホ 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員の親族が機関の役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

ヘ 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員又はこれらの者の親族が機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

ト 機関が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

チ 機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

リ 機関が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関

又 機関の親会社等が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関

- ・ 確認検査員等は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、イからホまでに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、確認検査の業務に従事してはならない。
 - イ 当該確認検査員等
 - ロ イに掲げる者が所属する企業、団体等
 - ハ 当該確認検査員等の親族
 - ニ ハに掲げる者が役員である企業、団体等
 - ホ イ又はハに掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

経理的基礎について

- ・ 債務超過の状態にないこと。
- ・ 予算規模が適切であること。
- ・ 事業と予算のバランスがとれていること。
- ・ 純資産額が、確認検査の業務に係る年間支出総額の概ね1割以上であること。
- ・ 純資産額が、確認検査の業務の所轄特定行政庁への引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。

指定確認検査機関の役職員等の構成について

指定確認検査機関(以下、「機関」という。)の役職員等の構成は次に掲げるものとする。

- ・ 機関が法人である場合にあってはその役員が、法人以外の者である場合にあってはその者が、次のイからハまでのいずれにも該当しないこと。
 - イ 建築基準法令の規定により刑に処せられた法人の役員又は役員であった者
 - ロ 建築基準法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消された法人の役員又は役員であった者
 - ハ 建築基準法第七十七条の三十五の十九第二項の規定により法第七十七の三十五の二に規定する指定を取り消された法人の役員又は役員であった者
- ・ 機関が株式会社である場合にあっては、制限対象者である取締役(以下「制限対象者」という。)のうち制限業種(軽微なものを除く。以下同じ。)に従事する者(制限業種を営む法人に所属する者を含む。以下同じ。)又は制限業種を営む法人の割合が三分の一を超えないこと。この場合において、制限対象者の親族が制限業種を営む個人事業者又は制限業種を営む法人の役員である場合は、当該制限対象者は制限業種に従事する者とみなす。
- ・ 機関が株式会社である場合にあっては、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人が保有している当該機関の議決権(以下この号において「制限対象の議決権」という。)の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。但し、当該機関の総株主の議決権の千分の一未満の議決権を保有している者の当該議決権については、当該機関の総株主の議決権の三分の一を上限に、制限対象の議決権でないものとみなすことができる。
- ・ 機関が株式会社の場合において、株主(総株主の議決権の百分の五以上を有する者に限る。以下同じ。)の親族に制限業種を営む個人事業者又は制限業種を営む法人の役員が含まれるときは、当該株主は制限業種に従事する者とみなす。
- ・ 機関が株式会社の場合において、株主の親会社等に制限業種を営む個人事業者、制限業種を営む法人の役員又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該株主は制限業種を営む法人とみなす。
- ・ 機関が株式会社である場合にあっては、グループ会社等に三分の一以上の議決権を有する制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人を傘下に持つ場合は、そのグループ会社等で保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと
- ・ 機関の親会社等についても、上記を準用する。
- ・ 機関の代表者、担当役員及び確認検査員が、制限業種に従事する者でないこと。
- ・ 前各号に定めるもののほか、機関と制限業種との関係が確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

兼業の制限について

- ・ 指定確認検査機関として制限業種に係る業務を行ってはならないものとする。

「制限業種」とは、次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいいます。

- ・ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。但し、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
- ・ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
- ・ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
- ・ 昇降機の製造、供給及び流通業

〔指定の更新の要件〕

指定の更新は5年毎に、指定取得と同様の要件を満たしていることを国土交通大臣に申請することとなります。

今後、万一当該基準を満たさない場合は更新がなされない可能性があります。

〔欠格条項〕

建築基準法に定めのある下記欠格条項(建築基準法第77条の19)に該当する場合、指定を受けることができなくなります。

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 指定確認検査機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 確認検査員の登録を取り消され、その消除の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 建築士の免許を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者又は建築士事務所について登録を取消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して3年を経過しない者
- ・ 法人であって、その役員のうち上記欠格条項のいずれかに該当する者があるもの
- ・ その者の親会社等が、上記欠格事項のいずれかに該当する者

〔取消等の要件〕

下記要件(建築基準法第77条の35)に該当した場合は指定の取消、期間の定めのある業務停止処分の対象となります。

- ・ 確認済案件の特定行政庁への報告、事務所変更の報告、業務区域変更の報告、確認検査員の選任登録届等 国土交通省、特定行政庁への報告、届等の定め違反したとき
- ・ 確認検査業務規程によらないで確認検査を行ったとき
- ・ 国土交通省による確認検査員の解任、確認検査業務規程の変更、監督の命令に違反したとき
- ・ 指定基準に適合していないと認めるとき
- ・ 確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する確認検査員もしくは法人にあってはその役員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき
- ・ 不正な手段により指定を受けたとき

登録住宅性能評価機関

〔登録の基準等〕

評価を実施する評価員の数が一定数以上であること

評価を行おうとする住宅の区分ごとに、住宅品確法で別途定める数以上の評価員がいること。

住宅関連事業者に支配されているものではないこと

住宅関連事業者とは、住宅の設計、住宅の販売(販売の代理・媒介を含む)、新築住宅の工事請負のいずれかを業として行う者であり、住宅関連事業者の支配とは、住宅関連事業者が親会社である、役員に占める住宅関連事業者の役職員割合(過去2年間に役職員であった者を含む)が2分の1超である、代表役員が住宅関連事業者の役職員(過去2年間に役職員であった者を含む)である、のいずれかに該当する場合である。

評価の業務を行う部門に専任の管理者を置くこと

専任の管理者とは、登録住宅性能評価機関の常勤の役員又は当該部門を管理するうえで必要な権限を有する常勤の職員であること。

債務超過の状態にないこと

債務超過の状態とは、貸借対照表の負債(債務)が資産(財産)を上回った状態をさす。

〔登録の更新〕

登録の更新は5年ごとに行わねばなりません。なお申請は、設計住宅性能評価を行う者としての登録、新築住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録、既存住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録の各区分に従って行われます。

今後、万一登録基準等を満たさない場合は、更新がなされない可能性があります。

〔欠格条項〕

住宅品確法に定めのある下記欠格条項(住宅品確法第8条)に該当する場合、登録ができなくなります。

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 国土交通大臣により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
- ・ 法人であって、その役員のうちに上記欠格事項のいずれかに該当する者があるもの

〔登録の取消し等〕

下記の各項(住宅品確法第24条)に該当した場合は登録の取消、業務停止処分となる可能性があります。

- ・ 欠格事項に該当するとき
- ・ 登録の変更等に関する届出の違反、承継に関する届出の違反、登録の区分等の掲示の違反、財務諸表及び評価の業務に関する帳簿の備付けの違反、評価の業務の休廃止等に関する届出の違反及び指定住宅紛争処理機関からの説明又は資料提出の請求を正当な理由無く拒んだとき
- ・ 住宅性能評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき
- ・ 財務諸表等の閲覧又は謄写の要求を、正当な理由が無く拒んだとき
- ・ 国土交通大臣による業務規程変更の命令、登録の基準に適合するため必要な措置を求める命令、評価の業務の義務を果たすために必要な改善命令に違反したとき
- ・ 住宅紛争処理支援センターへの負担金の納付をしないとき
- ・ 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員もしくは法人にあってはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき
- ・ 不正な手段により登録を受けたとき

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により個人消費や雇用・所得環境に弱めの動きがみられるなど、依然として厳しい状況にあるものの、企業収益や設備投資、生産面で持ち直しの動きがみられました。

当業界において、住宅市場については新型コロナウイルス感染症の影響により、新設住宅着工戸数が減少いたしました。非住宅の建設市場については、物流系施設需要で増加している倉庫等を除いて、全般的に着工床面積が減少いたしました。しかしながら、当連結会計年度の終盤にかけては、新設住宅着工戸数に持ち直しの動きが出てまいりました。

このような情勢の下、当社グループは新築住宅の分野においては、確認検査業務、住宅性能評価業務、住宅瑕疵担保責任保険の検査業務、長期優良住宅技術的審査業務などをワンストップで遂行すること及び全国ネットワーク体制の強化、並びに電子申請への取り組みやBIM(Building Information Modeling)の活用などによるデジタル化の推進により、他機関との差別化を図りました。また、省エネ適判業務（建築物エネルギー消費性能適合性判定業務）を梃に、大型建築物の受注強化に取り組んでまいりました。加えて、建築物の省エネ化、ストック活用に資する既存建築物の遵法性調査等への取り組みなど、当社グループの相乗効果を発揮し、業績の向上に努めてまいりました。また、当社が中期経営計画に掲げる既存中核事業の収益力強化に資する市場シェアの拡大のため、2020年9月17日に株式会社サッコウケンの株式を取得し子会社化いたしました。

しかしながら、当連結会計年度の業績は、確認検査及び関連事業、住宅性能評価及び関連事業、ソリューション事業、並びにその他事業がいずれも減収となったことから、売上高は前期比3.0%減の14,397百万円となりました。営業費用は、人件費、業務委託費等が減少した結果、前期比2.3%減の13,994百万円となり、営業利益は前期比22.2%減の402百万円、経常利益は20.7%減の474百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失が減少した結果、前期比2.5%増の264百万円となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

（確認検査及び関連事業）

住宅市場・非住宅市場ともに新設着工の減速に伴い、確認検査の売上が減少したことにより、売上高は前期比1.2%減の7,849百万円、営業利益は前期比19.4%減の316百万円となりました。

（住宅性能評価及び関連事業）

新設住宅着工の減速が住宅性能評価の受注件数の減少に直結し、売上高は前期比7.9%減の3,479百万円、営業利益は前期比52.0%減の92百万円となりました。

（ソリューション事業）

デューデリジェンスに係る売上の減少等により、売上高は前期比1.4%減の1,442百万円、営業利益は前期比42.6%減の81百万円となりました。

（その他）

住宅市場・非住宅市場ともに新設着工の減速に伴う各種検査関連の売上の減少により、売上高は前期比1.9%減の1,626百万円となりましたが、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）評価業務等の環境関連認証業務に係る売上などが増加した結果、営業損失は前期の146百万円から縮小し22百万円となりました。

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ285百万円減少し6,477百万円となりました。これは、流動資産が28百万円減少し、固定資産が256百万円減少したことによるものであります。

流動資産の減少は、売掛金の増加115百万円等があったものの、現金及び預金の減少74百万円、流動資産その他の減少49百万円等によるものであり、固定資産の減少は、投資その他の資産その他の減少100百万円、のれんの減少64百万円等によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ562百万円減少し3,453百万円となりました。これは、流動負債が163百万円減少し、固定負債が399百万円減少したことによるものであります。

流動負債の減少は、未払費用の増加138百万円等があったものの、流動負債その他の減少120百万円、前受金の減少100百万円、未払法人税等の減少95百万円等によるものであります。固定負債の減少は、長期借入金の減少329百万円、債務保証損失引当金の減少67百万円等によるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ277百万円増加し3,024百万円となりました。これは利益剰余金の増加170百万円、自己株式の減少112百万円（純資産は増加）等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ98百万円減少し2,626百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは209百万円の収入（前連結会計年度は371百万円の収入）となりました。これは主に法人税等の支払額274百万円、前受金の減少額107百万円等の支出があったものの、税金等調整前当期純利益471百万円、減価償却費による資金留保216百万円等の収入によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは114百万円の収入（前連結会計年度は119百万円の支出）となりました。これは主に固定資産の取得による支出92百万円等があったものの、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入95百万円、差入保証金の回収による収入24百万円等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは422百万円の支出（前連結会計年度は480百万円の支出）となりました。これは主に自己株式の処分による収入62百万円があったものの、長期借入金の返済による支出345百万円、配当金の支払額93百万円等があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループの業務は、確認検査業務、住宅性能評価業務等であり、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

b. 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
確認検査及び関連事業	7,840,280	1.4	294,176	+2.9
住宅性能評価及び関連事業	3,462,406	7.2	1,107,166	1.3
ソリューション事業	1,488,574	4.0	406,462	+12.8
合計	12,791,261	3.4	1,807,806	+2.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
確認検査及び関連事業	7,849,433	1.2
住宅性能評価及び関連事業	3,479,580	7.9
ソリューション事業	1,442,458	1.4
その他	1,626,294	1.9
合計	14,397,766	3.0

(注) 1 主な相手先の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
飯田グループホールディングス(株)	1,864,506	12.6	1,583,144	11.0

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度における経営成績等の状況の概要につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

a. 売上高

確認検査及び関連事業の売上高は前期比1.2%減の7,849百万円、住宅性能評価及び関連事業の売上高は前期比7.9%減の3,479百万円、ソリューション事業の売上高は前期比1.4%減の1,442百万円、その他の売上高は前期比1.9%減の1,626百万円となりました。

これは、確認検査及び関連事業については住宅市場・非住宅市場ともに新設着工の減速に伴い、確認検査の売上が減少したことによるものであり、住宅性能評価及び関連事業については新設住宅着工の減速が住宅性能評価の受注件数の減少に直結したことによるものであり、ソリューション事業についてはデューデリジェンスに係る売上の減少等によるものであり、その他については住宅市場・非住宅市場ともに新設着工の減速に伴う各種検査関連の売上の減少によるものであります。

b. 営業利益

当連結会計年度の売上原価は、人件費、業務委託費等が減少した結果、前期比3.0%減の10,457百万円、販売費及び一般管理費は前期比0.3%減の3,536百万円となりました。この結果、売上総利益は前期比3.1%減の3,939百万円、営業利益は前期比22.2%減の402百万円となりました。なお、売上原価率は72.6%、売上総利益率27.4%、売上高営業利益率は2.8%となっております。

c. 経常利益

営業外収益は前期比43.0%増の130百万円となりました。これは、主として助成金収入が増加したこと等によるものであります。

営業外費用は前期比463.9%増の58百万円となりました。これは、主として従業員持株会信託型E S O Pに係る債務保証損失が計上されたこと等によるものであります

この結果、経常利益は前期比20.7%減の474百万円となりました。

d. 親会社株主に帰属する当期純利益

税金等調整前当期純利益は前期比8.4%減の471百万円となり、法人税、住民税及び事業税186百万円、法人税等調整額15百万円、及び非支配株主に帰属する当期純利益4百万円を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は前期比2.5%増の264百万円となりました。

当連結会計年度の1株当たり当期純利益は33.95円となっております。

e. 経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

上記指標につきまして、当連結会計年度における売上高は14,397百万円、営業利益は402百万円、営業利益率2.8%、ROE9.3%で、安定的配当（配当性向は44.2%）を継続しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

当連結会計年度における経営成績等の状況の概要につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源

当連結会計年度における資本の財源は、営業活動による収入が209百万円ありました。
当社グループのキャッシュ・フロー指標は下記のとおりであります。

	2020年5月期	2021年5月期
自己資本比率(%)	40.0	46.1
時価ベースの自己資本比率(%)	77.0	71.0
キャッシュ・フロー対ネット有利子負債比率(倍)	3.6	7.4
ネットD/Eレシオ(倍)	0.5	0.5
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	39.2	24.9

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対ネット有利子負債比率：(有利子負債 - 現金及び現金同等物) / キャッシュ・フロー

ネットD/Eレシオ：(有利子負債 - 現金及び現金同等物) / 自己資本

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 支払利息

(注) 1 いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

2 株式時価総額は、期末株価終値 × 期末発行済株式数(自己株式を除く)により算出しております。

3 キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローを利用しております。

c. 資金の流動性についての分析

当連結会計年度末現在、長期借入金等の有利子負債残高は1,079百万円であり、長期借入金の資金使途は、子会社株式取得資金であります。

当社グループの流動比率等の指標は下記のとおりであります。

	2020年5月期	2021年5月期
流動比率(%)	169.9	180.5
固定比率(%)	91.4	74.2
固定長期適合比率(%)	58.9	54.3

流動比率：流動資産 / 流動負債

固定比率：固定資産 / 株主資本

固定長期適合比率：固定資産 / (固定負債 + 株主資本)

(注) いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」及び同「注記事項 (重要な会計上の見積り)」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額（有形・無形固定資産の合計額）は126百万円であり、主なものは三鷹データセンターの強化33百万円、新会計システムへの移行32百万円等であります。

セグメント別では、確認検査及び関連事業に78百万円、住宅性能評価及び関連事業に18百万円、ソリューション事業に11百万円、その他に17百万円の設備投資をしております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)	
			有形固定資産				無形固定 資産	合計		
			建物	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	その他	ソフト ウエア			
本社 (東京都港区)	その他	事務所		6,441				98,910	105,352	14

(注) 上記の金額には消費税等を含めておりません。

(2) 国内子会社

2021年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)	
				有形固定資産				無形固定 資産	合計		
				建物	工具、器 具及び備 品	リース資 産	土地 (面積㎡)	その他			ソフト ウエア
日本 E R I (株)	本社 (東京都 港区)	確認検査 及び関連 事業、住 宅性能評 価及び関 連事業、 ソリュー ション事 業、その 他	事務所	36,452	24,169	18,051			154,068	232,742	141
	支店等 (全国 44カ所)	確認検査 及び関連 事業、住 宅性能評 価及び関 連事業、 ソリュー ション事 業、その 他	事務所	68,816	27,782	52,202				148,801	696

(株)住宅性能評価センター	本社 (東京都新宿区)	確認及び事業、その他	検査関連業務、その他	事務所	13,716	27,628			759	64,986	107,091	150
	支店等 (全国13カ所)	確認及び事業、その他	検査関連業務、その他	事務所 倉庫	105,046	2,449		92,334 (1,499)	2,931		202,762	155

(注) 上記の金額には消費税等を含めておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末における重要な設備の新設及び改修の計画並びに重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,500,000
計	28,500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,832,400	7,832,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	7,832,400	7,832,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2013年12月2日	7,832,400	7,832,400	992,784	992,784	26,304	26,304

(注) 発行済株式総数並びに資本金及び資本準備金の増加は、2013年12月2日に単独株式移転により会社が設立されたことによるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2021年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		15	15	27	23	9	3,343	3,432	
所有株式数(単元)		11,171	1,072	15,251	531	115	50,162	78,302	
所有株式数の割合(%)		14.27	1.37	19.48	0.68	0.15	64.06	100.00	

(注) 自己株式85株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
E R Iホールディングス従業員持株会	東京都港区赤坂8-10-24	800,700	10.22
鈴木 崇 英	東京都世田谷区	528,500	6.74
ミサワホーム株式会社	東京都新宿区西新宿2-4-1	351,000	4.48
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3-3-5	351,000	4.48
三井ホーム株式会社	東京都新宿区西新宿2-1-1	351,000	4.48
積水化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満2-4-4	351,000	4.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	346,000	4.41
中 澤 芳 樹	東京都世田谷区	234,400	2.99
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	184,800	2.35
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	120,300	1.53
計		3,618,700	46.2

(注) 1. 持株比率については、自己株式(85株)を控除して算出し、小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

2. 前事業年度末において主要株主でなかったE R Iホールディングス従業員持株会は、当事業年度末現在では主要株主となっております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,830,200	78,302	
単元未満株式	普通株式 2,200		
発行済株式総数	7,832,400		
総株主の議決権		78,302	

(注) 「単元未満株式」欄には、自己株式85株が含まれております。

【自己株式等】

2021年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	85		85	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要な課題ととらえております。配当については、業績を勘案しながら、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、長期継続的に配当を行うことを基本として、株主への利益還元を行っております。

また、定款に、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けております。

当事業年度の配当につきましては、期末配当として取締役会決議を経て15円を実施いたしました。その結果、年間配当は1株当たり15円となりました。

なお、内部留保資金の用途については、業務体制を強化し競争力を高めるため有効に投資してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2021年7月13日 取締役会決議	117,484	15

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、日本E R I株式会社を中核とする建築分野における専門的な第三者機関によって構成される企業集団です。第三者検査という事業の性格を強く意識し、法律で義務付けられている確認・検査を含む建築物検査の大臣指定機関を傘下に置くことから、当社グループ全体でその使命を果たしながら、公共性と収益性のバランスの下、堅実な利益成長を確保することを目指しております。これは日本E R I株式会社が創業以来「七つの理念」として、経営の基本方針として掲げて来たもので、当社グループはその理念を継承していくものであります。

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方は、当社グループ各社が建築基準法等の執行機関として法令遵守を徹底するとともに、确实、迅速なサービス提供を確保し、企業活動の効率性と透明性を高めるという観点に立ち、経営体制を整備し、必要な施策を実施していくことであります。当社はこうした基本的な考えの下、グループ統括会社として各グループ会社を管理・監督し、全てのステークホルダーに信頼される経営の構築に努めて参ります。またこれは、経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、グループ経営会議、監査役、監査役会、会計監査人及びグループコンプライアンス委員会を設置しております。

イ 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項や当社グループの重要事項の審議と決議を行うほか、取締役の業務の執行を監督しております。なお、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

取締役会は、代表取締役社長を議長とし、社外取締役2名を含む6名で構成されております。また社外監査役2名を含む4名の監査役が出席し、取締役の業務執行を監査する体制となっております。

ロ グループ経営会議

グループ経営会議は、取締役会を補完し効率性を高めるため、その専決事項を除くグループ経営に関する重要事項を協議・決定しております。

グループ経営会議は、代表取締役社長を議長とし、常勤取締役及び執行役員で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時グループ経営会議を開催しております。

ハ 監査役会

当社は監査役会設置会社として、常勤監査役を議長とし、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成しております。定例監査役会は毎月1回開催し、各監査役は法務、財務・会計に関する専門的知見を生かし、取締役会や重要な会議への出席を通じ、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。

ニ 会計監査人

会計監査人には、有限責任 あずさ監査法人を選任しておりますが、同法人及び当社監査に従事する同法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

ホ グループコンプライアンス委員会

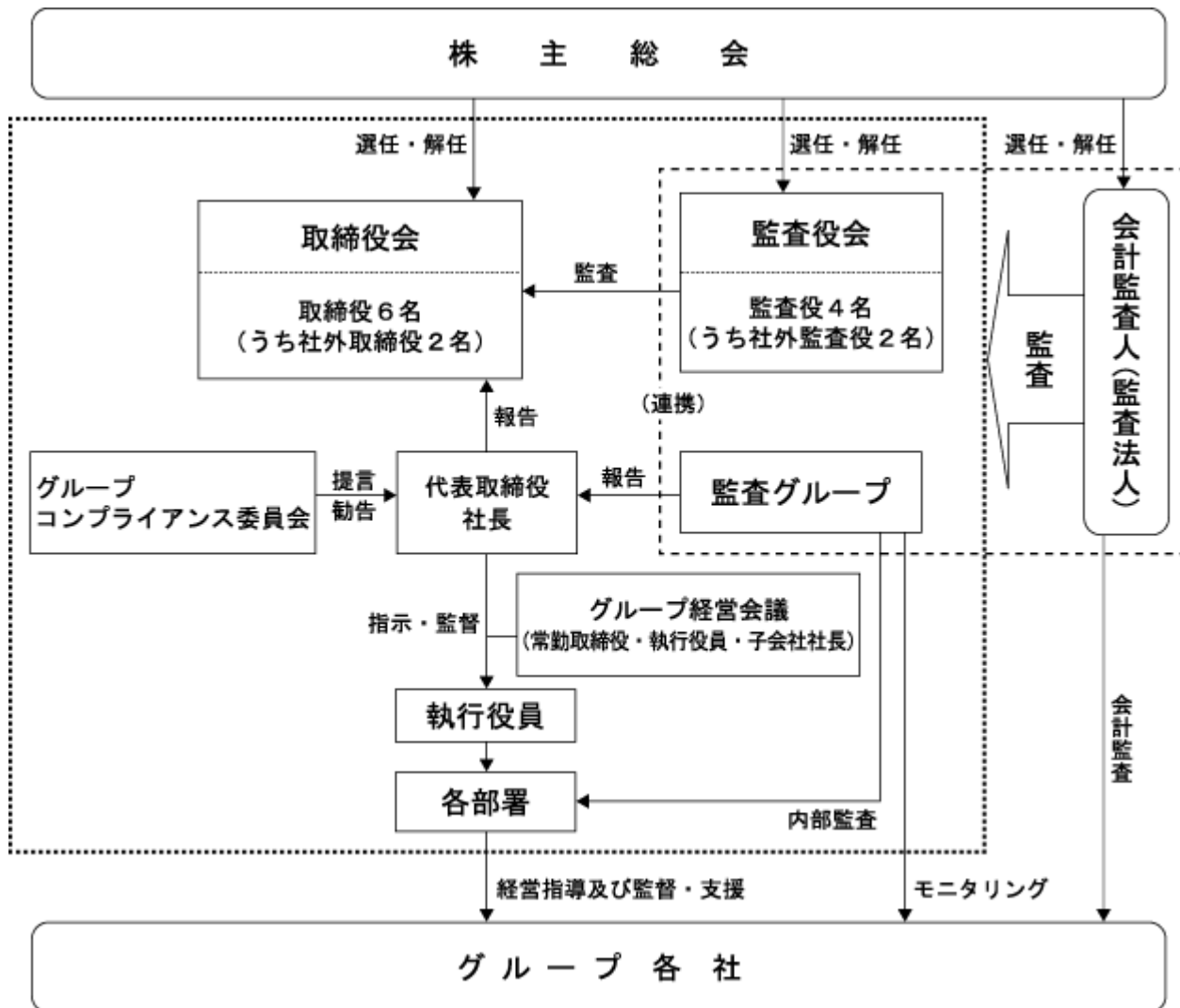
グループコンプライアンス委員会は、当社の定款に定める業務全般に関して、法令遵守を推進するとともに、会社法が定める「会社の業務の適正を確保する内部統制システムの整備を図る」という目的に基づき設置されております。委員会は代表取締役社長を議長とし、常勤取締役、常勤監査役、社外監査役（弁護士）及び監査グループ長で構成され、原則3ヶ月に1回以上開催しております。

ヘ 企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役設置会社形態を採用しておりますが、社外監査役を含めた監査役による監査体制の強化・充実等により経営監視機能面で十分に機能する体制が整っております。更に取締役会における監督機能と意思決定

の透明性を一層向上させるため、社外取締役を2名選任しております。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概要は次の模式図のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務の適正を確保するための体制について基本方針を定めており、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に努めております。また、内部統制を主管する部署として、経営企画グループ内に内部統制室を設置しており、内部統制上の課題や対応を適宜見直すことで、より適正かつ効率的な体制を実現しております。

ロ リスク管理体制の整備状況等

当社が、「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「コンプライアンス基本規程」及び「E R Iグループ倫理に関する規程」に基づき、法令遵守を経営の最重要課題と位置付け、全役職員に周知徹底する。
- ・ コンプライアンス担当役員を置き、人事総務グループ法務コンプライアンス室をコンプライアンス担当部署とする。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス担当部署の補佐やグループコンプライアンス委員会の諮問等を受けて、コンプライアンスを統括管理し、推進する
- ・ 内部監査を所管する監査グループの陣容を充実し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率の向上を図る。監査結果はグループ経営会議及びグループコンプライアンス委員会において報告する。
- ・ 役職員に対するコンプライアンス研修を継続的に行うこと等により、役職員のコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する企業風土、意識の醸成を図る。
- ・ 当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する内部通報制度として、「E R Iグループ内部情報提供制度」を整備し、グループ役職員に周知する。
- ・ 当社グループの業務に関し、不祥事案等が発生した場合又は発生が疑われる場合には、「不祥事案等対応規程」に基づき、E R Iグループ全体として当該不祥事案等への迅速かつ適切な対応を行う。

(b) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定・報告等の文書、記録、情報の保存及び管理に関しては、法令によるほか、「稟議規程」及び「文書管理規程」等に従う。保管場所は、これらの規程等に定めるところによるが、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、本社において閲覧が可能となるものでなければならない。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスク状況の管理は、経営企画グループをリスク管理に関する主管部署とし、「グループリスク管理規程」に基づき、関係部署と連携して各部署及びグループ会社への浸透を図る。緊急事態発生時には、「緊急事態対策規程」に基づき、迅速かつ適切に対処し、リスクの最小化を図る。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は明確な目標の付与等を通じて市場競争力の強化を図るため、中期経営計画方針を決定するとともに、当社及びグループ会社の目標値を年度予算として策定し、これらに基づく業績管理を行う。

「内部統制規程」に基づき、内部統制室を担当部署として、財務報告の信頼性を確保するとともに、職務執行の有効性及び効率性の向上を図る。

「組織・分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程に基づき、適正かつ効率的な組織運営、意思決定及び職務の執行が行われる体制をとる。

(e) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループコンプライアンス基本方針」及び「E R Iグループ倫理に関する規程」をグループ・コンプラ

イアンス・ポリシーとし、「コンプライアンス基本規程」に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築・整備に努めるとともに、「グループリスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスク管理体制を適切に構築し、運用する。

グループ会社管理の担当部署を経営企画グループとし、「関係会社管理規程」等に基づいてグループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。

企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会のほか、多面的な検討を行うための仕組みとして、代表取締役社長、常勤の取締役・監査役、執行役員、グループ会社社長等で構成されるグループ経営会議を組織し、討議、報告、情報の共有等を行う。

監査グループは「内部監査規程」に基づき、グループ全体の監査を実施する。

グループ会社は、それぞれ業務内容、規模その他の特性に応じ、コンプライアンス、リスク管理及び適正かつ効率的な職務執行体制の構築、整備を行うものとし、当社はこれをサポートする。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、その職務の執行に必要な場合は、監査役を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）に関する「監査役スタッフ規程」に基づき、監査グループ所属員等に監査役の職務の遂行の補助を委嘱し、必要な事項を命令することができる。

(g) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人が兼務で監査役補助職務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。補助使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役会に相談し、その意見を尊重する。

(h) 監査役補助使用人の指示の実効性の確保に関する事項

「監査役監査規程」及び「監査役スタッフ規程」等に基づき、監査役が円滑かつ効果的に活動できるための体制確保に努める。

(i) 監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに当該事項に関する報告を行う。また、取締役及び使用人は、グループ全体又はグループ会社に著しい損害を与える事実、当社及びグループ会社の役職員による違法又は不正な行為等につき、「E R Iグループ内部情報提供制度規程」等に基づき、監査役に直接報告することができる。

(j) 監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告者について、「E R Iグループ内部情報提供制度規程」等に基づき、報告者の匿名性を確保するとともに、報告者が報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないよう保護するものとする。

(k) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役は、当社に対し職務の執行上必要となる費用等について「監査役監査規程」等に基づきその費用の前払い及び償還を受けることができる。

(l) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会及び監査役は、役職員の監査役監査に対する認識及び理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。監査役は、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換、監査グループとの連携等を通じ、役職員等との適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(m) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的団体や個人に対して社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない。

平素より、警察、顧問弁護士等との連携を密にし、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に屈する

ことなく、これを断固として拒絶する。

責任限定契約の内容の概要

- イ 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
- ロ 当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
- ハ 当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の概要は、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、被保険者の犯罪行為等に起因して生じた損害等は補填の対象外とすることにより役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役選任の決議要件

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨またその決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

監査役の定数

当社の監査役は4名以内とする旨定款に定めております。

監査役選任の決議要件

監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

- イ 自己株式取得の要件
当社は機動的な資本政策の実施を図るため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨定款に定めております。
- ロ 剰余金の配当等の決定機関
当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

八 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによ

る取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

二 会計監査人の責任免除

当社は、会計監査人の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員状況】

役員一覧

男性10名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	増田 明世	1958年7月28日生	2003年4月 日本E R I 株式会社入社 2003年7月 同社執行役員 2004年5月 日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社E R I ソリューション)代表取締役社長 2005年6月 日本E R I 株式会社取締役 2012年8月 同社代表取締役専務 2012年8月 株式会社E R I ソリューション取締役 2013年12月 当社代表取締役専務経営企画グループ長 2015年8月 当社代表取締役社長 2015年8月 日本E R I 株式会社取締役(現任) 2017年11月 株式会社住宅性能評価センター取締役(現任) 2020年8月 株式会社E R I ソリューション取締役 2020年9月 株式会社サッコウケン取締役(現任) 2021年6月 株式会社構造総合技術研究所取締役(現任) 2021年8月 株式会社E R I ソリューション代表取締役会長(現任) 2021年8月 当社取締役会長(現任)	(注)3	27,700
代表取締役 社長	馬野 俊彦	1964年3月15日生	2002年1月 日本E R I 株式会社入社 2002年11月 同社執行役員 2003年4月 同社上級執行役員 2005年6月 同社取締役 2009年6月 同社常務取締役 2012年8月 同社代表取締役専務 2013年12月 当社代表取締役専務 2015年8月 当社取締役 2015年8月 日本E R I 株式会社代表取締役社長 2021年8月 当社代表取締役社長(現任) 2021年8月 株式会社東京建築検査機構取締役(現任) 2021年8月 日本E R I 株式会社代表取締役会長(現任)	(注)3	23,700
代表取締役副社長 経営企画グループ長	竹之内 哲次	1964年4月8日生	2011年11月 日本E R I 株式会社入社 2011年11月 株式会社E R I ソリューション取締役 2012年9月 同社常務取締役 2015年8月 当社執行役員経営企画グループ長 2017年8月 当社取締役経営企画グループ長 2017年11月 当社取締役経営企画グループ長兼広報I R グループ長 2019年8月 当社常務取締役経営企画グループ長兼広報I R グループ長 2021年8月 株式会社イーピーエーシステム取締役(現任) 2021年8月 当社代表取締役副社長経営企画グループ長(現任)	(注)3	10,200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	庄子 猛 宏	1964年10月12日生	2004年8月 2010年5月	日本E R I株式会社入社 株式会社E R Iアカデミー常務取締役	(注) 3	5,900
			2015年8月 2017年11月	日本E R I株式会社札幌支店長 株式会社住宅性能評価センター代表取締役社長		
			2017年11月 2020年6月	当社執行役員 日本E R I株式会社執行役員経営管理本部副本部長		
			2020年8月 2021年8月 2021年8月	同社取締役経営管理本部長 当社取締役(現任) 日本E R I株式会社代表取締役社長(現任)		
取締役	山 宮 慎一郎	1970年2月4日生	1995年4月 2006年1月 2006年6月 2007年10月	弁護士登録(東京弁護士会) 新東京総合法律事務所入所 新東京法律事務所パートナー 日本E R I株式会社社外監査役 ピンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)パートナー	(注) 3	0
			2013年12月 2015年4月	当社社外監査役 T M I 総合法律事務所パートナー(現任)		
			2015年6月 2015年8月	元気寿司株式会社社外監査役 当社社外取締役(現任)		
取締役	菅 野 寛	1958年11月14日生	1983年4月 1991年8月 2008年7月 2011年6月 2012年4月 2014年6月 2015年6月 2016年3月 2016年9月 2017年8月	株式会社日建設計入社 ボストンコンサルティンググループ入社 同社最終役職パートナー&マネージング・ディレクター 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 オムロンヘルスケア株式会社社外取締役(現任) 一橋大学大学院国際企業戦略研究科研究科長 株式会社WOWOW社外取締役 スタンレー電気株式会社社外監査役(現任) 三井海洋開発株式会社社外取締役 早稲田大学大学院経営管理研究科教授(現任) 当社社外取締役(現任)	(注) 3	0
常勤監査役	堂 山 俊 介	1958年4月4日生	2002年2月 2010年4月 2010年8月 2013年8月 2013年12月 2017年8月 2019年8月 2019年8月	日本E R I株式会社入社 同社執行役員住宅評価本部副本部長 同社取締役住宅評価本部副本部長 同社取締役住宅評価本部長 当社取締役 日本E R I株式会社取締役営業本部長 当社監査役(現任) 日本E R I株式会社監査役(現任)	(注) 4	6,200
監査役	加 藤 茂	1953年9月9日生	2008年4月 2015年8月 2017年3月 2018年8月 2019年5月 2019年8月 2019年8月 2019年8月 2019年8月	日本E R I株式会社入社 当社執行役員経理財務グループ長 株式会社イービーエーシステム監査役 株式会社E R Iアカデミー監査役 株式会社構造総合技術研究所監査役(現任) 株式会社東京建築検査機構監査役(現任) 株式会社E R Iソリューション監査役(現任) 当社監査役(現任) 日本E R I株式会社監査役(現任)	(注) 4	24,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	太田裕士	1970年10月3日生	2001年9月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 2006年1月 ジェイ・ブリッジ株式会社(現アジア開発キャピタル株式会社)入社 2006年11月 公認会計士太田裕士事務所代表(現任) 2007年6月 日本E R I株式会社社外監査役 2009年5月 東陽監査法人社員 2013年12月 当社社外監査役(現任) 2014年6月 東陽監査法人代表社員 2015年8月 日本E R I株式会社監査役(現任) 2020年8月 東陽監査法人シニアパートナー(現任)	(注)4	0
監査役	西村賢	1973年2月25日生	2000年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会)成和共同法律事務所入所 2006年10月 成和明哲法律事務所パートナー 2015年6月 株式会社宇野澤組鐵工所社外監査役(現任) 2015年8月 当社社外監査役(現任) 2015年8月 日本E R I株式会社監査役(現任) 2018年9月 法律事務所Comm&Pathパートナー(現任)	(注)4	0
計					326,300

- (注) 1 取締役のうち山宮慎一郎及び菅野寛は、社外取締役であります。
- 2 監査役のうち太田裕士及び西村賢は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、2021年5月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、2021年8月30日から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 当社は執行役員制度を導入しております。なお、2021年8月27日現在の執行役員は次のとおりです。

役名	氏名	職名
取締役会長上級執行役員	増田明世	
代表取締役社長代表執行役員	馬野俊彦	
代表取締役副社長上級執行役員	竹之内哲次	経営企画グループ長
取締役上級執行役員	庄子猛宏	
執行役員	坂辰三	システムグループ長
執行役員	相原和義	株式会社イーピーエーシステム 代表取締役社長
執行役員	山田富治	株式会社E R Iソリューション 代表取締役社長
執行役員	吉川到	株式会社住宅性能評価センター 代表取締役社長
執行役員	濱田信彦	株式会社東京建築検査機構 代表取締役社長
執行役員	大久保員良	株式会社構造総合技術研究所 代表取締役社長
執行役員	千田夏生	株式会社E R Iアカデミー 代表取締役社長
執行役員	兼平久	株式会社サッコウケン 代表取締役社長

社外役員の状況

イ 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名です。(2021年8月27日現在)

ロ 社外取締役及び社外監査役の当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割

(社外取締役)

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
山宮 慎一郎 (2015年8月就任)	山宮氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、弁護士としての専門的知見を活かし、独立した立場から当社の経営を監督することを期待しております。
菅野 寛 (2017年8月就任)	菅野氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、経営コンサルタントとしての豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を活かし、独立した立場から当社の経営を監督することを期待しております。

(社外監査役)

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
太田 裕士 (2013年12月就任)	太田氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、公認会計士としての専門的知見を活かし、内部統制の強化を含め、当社の監査を行うことを期待しております。
西村 賢 (2015年8月就任)	西村氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、弁護士としての専門的知見を活かし、監査体制の強化を含め、当社の監査を行うことを期待しております。

ハ 独立性に関する基準・方針の内容及び選任状況に関する考え方

当社における社外取締役及び社外監査役のうち、以下の要件のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断します。

- (a) 現在又は過去における当社グループの業務執行者(注1)であった者
- (b) 現在又は過去3事業年度において、以下の要件に該当する者
 - ・当社グループの主要な取引企業(注2)の業務執行者
 - ・当社グループの主要な借入先(注3)又はその業務執行者
 - ・当社の大株主(注4)又はその業務執行者
 - ・当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
 - ・当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注5)を得ている法律専門家、会計専門家又はコンサルタント等(当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう)
 - ・当社グループから多額の寄付(注6)を受けるもの又はその業務執行者
- (c) 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族もしくは同居の親族
 - ・現在又は過去5事業年度における当社グループの業務執行者であった者
 - ・上記(b)の から で就任を制限している対象者

- (注) 1 取締役(社外取締役を除く)・執行役員又は使用人
2 取引の支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占める
3 当社連結貸借対照表の資産合計額の2%以上の長期借入がある場合
4 議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者
5 個人の場合は年間1,000万円、団体の場合は当社の連結売上高の2%を超える場合
6 個人の場合は年間1,000万円、団体の場合は当社の連結売上高の2%を超える場合

二 社外取締役及び社外監査役による監督・監査と内部監査、及び会計監査との相互連携、並びに内部統制部門との関係

社外監査役は常勤監査役と密接に連携し、必要な報告を受けるとともに会計監査人や内部監査部門との定期的会合や、定期報告を通じて意見交換・情報収集を行い、相互に連携を図っております。さらに、内部統制システムの整備を図る目的に設置されたグループコンプライアンス委員会(四半期に1回開催)にも出席し、提言・勧告等行っております。

社外取締役は、取締役会への出席を通じて、内部監査・監査役監査・会計監査及び内部統制についての報告を受け、適宜意見を述べる体制を構築し、経営の監督機能強化を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、社外監査役2名を含む監査役4名で監査役会を構成しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当社及び主要な子会社において業務及び財産の状況を調査しております。会計監査人に対しても、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び社内の情報収集に積極的に取り組み、他の監査役と情報の共有及び意思疎通を図っております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回以上開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	堂山 俊介	14回	14回
監査役	加藤 茂	14回	14回
監査役	太田 裕士	14回	14回
監査役	西村 賢	14回	14回

監査役会は、監査方針・監査計画の策定、監査報告書の作成、経営に対する監視、会計監査人の評価などを主な検討事項として審議しております。

内部監査の状況

当社は、グループ会社を含めた業務プロセスの遵法性、適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で社長直属の組織として監査グループを設置しております。監査グループの常勤スタッフは1名ですが、日本E R I株式会社の監査部のスタッフ3名に加え、監査毎に業務に精通したスタッフを監査員に委嘱することにより、内部監査規程に基づき、コンプライアンスの状況、業務規程の遵守状況などを監査し、監査後は遅滞なく改善状況を報告させることで、内部監査の実効性を担保しております。また、会計監査人や監査役とも随時意見交換を行い、連携をとっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

2013年以降

c. 業務を執行した公認会計士

村松 啓輔

田原 諭

なお、業務を執行した公認会計士の継続監査期間が7会計期間を超えないため、当該継続監査期間の記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者3名、その他7名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当監査役会は、法令並びに監査役会規程及び監査役監査規程に基づき、会計監査人を適切に評価するための基準を定め、適時に合理的な報酬で効率的に実施される高品質な監査が行われること並びに会計監査人の独立性及び専門性を確認及び検証し、これらの確認及び検証に基づき、選定しております。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告します。

上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害するなどの事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、その他会計監査人の変更が相当と認められる場合、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。当該評価については、監査品質、監査報酬、経営者とのコミュニケーションの内容、監査法人の独立性等の評価基準に基づき、会計監査人の会計監査活動の把握、会計監査人の再任に関する情報の収集・分析、監査役会での審議等の手続により行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,500		18,500	
連結子会社	17,500		17,500	
計	36,000		36,000	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、特別な方針等は定めておりませんが、その決定に当たっては監査業務に要する日数等を勘案して決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、合理的な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方法と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(a)．基本方針

当社の取締役の報酬等は、社会生活基盤である建物・住宅等の安全、安心の確保を担う公平公正な第三者機関を中核とする企業グループとして、その事業の特性から、公益性と収益性のバランスの下、企業価値の安定的かつ持続的向上に資する報酬体系に基づいて支給するものとする。具体的には、固定報酬を基本とし、補完的に会社の営業成績を考慮した報酬を併せて構成するものとし、個人別の取締役の報酬等の額の決定に際しては、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とする。

(b)．個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社取締役の報酬等は、いずれも金銭により支給するものとし、業務執行取締役の個人別報酬等は、基本報酬としての固定報酬と会社の営業成績を考慮した賞与から構成する。基本報酬（固定報酬）は、取締役の役位に応じ、賞与は、会社の営業成績を考慮し、決定する。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬（固定報酬）のみを支給するものとする。

(c)．個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

当社においては、上記基本方針に基づき、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用せず、全額金銭による非業績連動報酬等とする。

(d)．取締役に對し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、基本報酬として固定額を毎月支給し、賞与については、取締役会が、会社の営業成績等を考慮し、一定時期に支給することを決定するものとする。

(e)．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

個人別の報酬等は、取締役の報酬に関する社内規程に基づき、社外取締役・社外監査役を含む取締役会全体で議論を行った上で、取締役会が決定する。

ロ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2014年8月28日開催の第1回定時株主総会において年額400,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は、2014年8月28日開催の第1回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

ハ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本 報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	79,062	79,062			4
監査役 (社外監査役を除く)	25,140	25,140			2
社外役員	30,000	30,000			4

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有し、各取締役の報酬額について、取締役会で決定しております。

監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は監査役会が有し、各監査役の報酬額について、監査役会で決定しております。

当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容
 各取締役の報酬額については、2020年8月の取締役会において審議を行い決定しております。
 各監査役の報酬額については、2020年8月の監査役会において審議を行い決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

a．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は子会社の経営管理を行うことを主たる業務としておりますので、当社が保有する株式はすべて関係会社株式であり、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。但し、事業の連携強化等、企業価値の向上に資すると判断される場合には、純投資目的以外の目的である投資株式を保有する方針です。

また、当社グループは取締役会において、毎年個別の純投資目的以外の目的である投資株式について、保有目的の適正性、保有に伴う便益及びリスクを総合的に検証し、保有の継続性の可否を検討することとしております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

b．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

株式会社住宅性能評価センターにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である株式会社住宅性能評価センターについては以下のとおりであります。

a．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

事業の連携強化等、企業価値の向上に資すると判断される場合には、純投資目的以外の目的である投資株式を保有する方針です。

また、当社グループは取締役会において、毎年個別の純投資目的以外の目的である投資株式について、保有目的の適正性、保有に伴う便益及びリスクを総合的に検証し、保有の継続性の可否を検討することとしております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	1	1,028

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
ANAホールディングス(株)	400	400	株主優待の利用によるコスト削減目的	無
	1,028	1,055		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、株主優待の利用によるコスト削減効果等、保有に伴う便益及びリスクを総合的に検証し、判断しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年6月1日から2021年5月31日まで)及び事業年度(2020年6月1日から2021年5月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等について適格に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準及びわが国を取り巻く会計環境等に関する情報の提供を受けております。また同法人及び監査法人等が行うセミナー研修への参加や、会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年5月31日)	当連結会計年度 (2021年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,725,761	2,650,798
売掛金	786,998	902,549
仕掛品	439,345	420,120
その他	337,595	287,865
貸倒引当金	86	
流動資産合計	4,289,615	4,261,334
固定資産		
有形固定資産		
建物	379,023	387,778
減価償却累計額	110,573	127,532
減損損失累計額	10,885	8,331
建物(純額)	257,563	251,914
工具、器具及び備品	334,190	354,888
減価償却累計額	227,594	254,567
減損損失累計額	149	149
工具、器具及び備品(純額)	106,446	100,170
土地	92,736	92,736
リース資産	158,445	172,707
減価償却累計額	35,596	74,654
減損損失累計額	11,814	13,620
リース資産(純額)	111,034	84,432
その他	13,525	10,491
減価償却累計額	10,939	8,382
その他(純額)	2,585	2,108
有形固定資産合計	570,366	531,363
無形固定資産		
ソフトウェア	360,690	321,162
のれん	496,750	432,680
その他	1,694	1,694
無形固定資産合計	859,136	755,537
投資その他の資産		
投資有価証券	1,055	1,028
差入保証金	481,816	469,228
繰延税金資産	405,025	403,842
その他	155,830	55,483
貸倒引当金	4	
投資その他の資産合計	1,043,723	929,583
固定資産合計	2,473,225	2,216,484
資産合計	6,762,841	6,477,818

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年5月31日)	当連結会計年度 (2021年5月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	137,100	137,100
未払金	280,617	294,193
未払費用	646,760	784,842
未払法人税等	248,514	153,128
前受金	869,866	769,391
リース債務	33,881	35,168
その他	307,589	187,401
流動負債合計	2,524,329	2,361,225
固定負債		
長期借入金	1,118,062	788,325
退職給付に係る負債	64,512	56,133
長期未払金	104,313	105,283
リース債務	99,757	68,689
債務保証損失引当金	67,253	
その他	37,714	73,790
固定負債合計	1,491,614	1,092,222
負債合計	4,015,943	3,453,447
純資産の部		
株主資本		
資本金	992,784	992,784
資本剰余金	42,236	42,236
利益剰余金	1,783,390	1,954,162
自己株式	112,091	72
株主資本合計	2,706,319	2,989,110
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	411	428
その他の包括利益累計額合計	411	428
非支配株主持分	40,988	35,688
純資産合計	2,746,897	3,024,370
負債純資産合計	6,762,841	6,477,818

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 6月 1日 至 2020年 5月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 6月 1日 至 2021年 5月 31日)
売上高	14,842,735	14,397,766
売上原価	10,777,447	10,457,940
売上総利益	4,065,287	3,939,825
販売費及び一般管理費	1 3,547,765	1 3,536,981
営業利益	517,522	402,844
営業外収益		
受取利息	40	28
保険配当金	8,038	6,956
受取手数料	3,710	3,290
保険解約返戻金	23,507	4,063
受取保険金	29,331	
賃貸料収入	7,487	6,718
受取保証料	10,329	8,608
助成金収入		92,826
匿名組合投資利益		3,593
雑収入	8,704	4,301
営業外収益合計	91,148	130,387
営業外費用		
支払利息	9,464	8,382
債務保証損失		49,482
雑損失	980	1,032
営業外費用合計	10,445	58,896
経常利益	598,225	474,334
特別利益		
固定資産売却益	519	
特別利益合計	519	
特別損失		
固定資産売却損	2	2 640
減損損失	16,521	2,160
債務保証損失引当金繰入額	67,253	
特別損失合計	83,775	2,800
税金等調整前当期純利益	514,970	471,534
法人税、住民税及び事業税	303,248	186,685
法人税等調整額	58,902	15,219
法人税等合計	244,345	201,904
当期純利益	270,624	269,629
非支配株主に帰属する当期純利益	12,397	4,869
親会社株主に帰属する当期純利益	258,226	264,759

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 6月 1日 至 2020年 5月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 6月 1日 至 2021年 5月31日)
当期純利益	270,624	269,629
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	371	17
その他の包括利益合計	1 371	1 17
包括利益	270,252	269,611
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	257,866	264,742
非支配株主に係る包括利益	12,386	4,869

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年 6月 1日 至 2020年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	992,784	42,236	1,760,133	265,145	2,530,008
当期変動額					
剰余金の配当			234,969		234,969
親会社株主に帰属する当期純利益			258,226		258,226
自己株式の処分				153,054	153,054
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			23,257	153,054	176,311
当期末残高	992,784	42,236	1,783,390	112,091	2,706,319

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	50	50	31,977	2,561,934
当期変動額				
剰余金の配当				234,969
親会社株主に帰属する当期純利益				258,226
自己株式の処分				153,054
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	360	360	9,011	8,651
当期変動額合計	360	360	9,011	184,963
当期末残高	411	411	40,988	2,746,897

当連結会計年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	992,784	42,236	1,783,390	112,091	2,706,319
当期変動額					
剰余金の配当			93,987		93,987
親会社株主に帰属する当期純利益			264,759		264,759
自己株式の処分				112,018	112,018
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			170,771	112,018	282,790
当期末残高	992,784	42,236	1,954,162	72	2,989,110

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	411	411	40,988	2,746,897
当期変動額				
剰余金の配当				93,987
親会社株主に帰属する当期純利益				264,759
自己株式の処分				112,018
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17	17	5,300	5,317
当期変動額合計	17	17	5,300	277,473
当期末残高	428	428	35,688	3,024,370

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 6月 1日 至 2020年 5月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 6月 1日 至 2021年 5月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	514,970	471,534
減価償却費	201,010	216,055
のれん償却額	76,992	76,268
受取利息	40	28
支払利息	9,464	8,382
固定資産売却損益（は益）	519	640
助成金収入		92,826
減損損失	16,521	2,160
債務保証損失引当金の増減額（は減少）	67,253	67,253
売上債権の増減額（は増加）	3,813	93,435
たな卸資産の増減額（は増加）	58,931	29,610
未払金の増減額（は減少）	33,427	3,179
未払費用の増減額（は減少）	195,565	83,272
前受金の増減額（は減少）	38,752	107,117
預り金の増減額（は減少）	54,006	78,008
その他	2,296	53,320
小計	736,954	399,113
利息及び配当金の受取額	77	32
利息の支払額	9,334	8,237
助成金の受取額		92,826
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	356,230	274,671
営業活動によるキャッシュ・フロー	371,466	209,062
投資活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入		2 95,645
固定資産の取得による支出	198,302	92,664
固定資産の売却による収入	17,364	24,280
差入保証金の差入による支出	57,841	15,506
差入保証金の回収による収入	54,997	24,889
その他	64,315	77,742
投資活動によるキャッシュ・フロー	119,465	114,386
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	310,933	345,273
配当金の支払額	233,806	93,395
非支配株主への配当金の支払額	3,375	10,170
自己株式の処分による収入	99,292	62,454
その他	31,345	35,838
財務活動によるキャッシュ・フロー	480,167	422,223
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	228,166	98,775
現金及び現金同等物の期首残高	2,953,325	2,725,159
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,725,159	1 2,626,384

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

日本E R I株式会社

株式会社住宅性能評価センター

株式会社E R Iソリューション

株式会社東京建築検査機構

株式会社構造総合技術研究所

株式会社サッコウケン

株式会社イーピーエーシステム

株式会社E R Iアカデミー

株式会社サッコウケンは、2020年9月17日に株式を取得し、子会社となったため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社住宅性能評価センター、株式会社構造総合技術研究所及び株式会社サッコウケンの決算日は3月31日であります。

当連結会計年度において、株式会社構造総合技術研究所は、決算日を12月31日から変更しております。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

ロ たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～38年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）に基づき計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間から10年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 403,842千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法

将来減算一時差異等に係る繰延税金資産は、事業計画から見積もられた課税所得等に基づき回収可能性を判断し、将来の税金負担額を軽減することができるものと認められる範囲内で計上しております。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

課税所得の基となる事業計画上の売上、費用等に以下のような仮定を置いております。

売上については、当年度以前の実績数値を基に、省エネ適判業務（建築物エネルギー消費性能適合性判定業務）の拡大等、来年度以降の傾向及び足元の市場環境を加味して、予測、算定しております。費用については、主として当年度以前の実績数値を基に、来年度以降の施策等を加味して、予測、算定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定のうち、特に売上については、市場環境、需要動向、新型コロナウイルス感染症の影響等、将来の不確実な経済条件の変動の影響を受ける可能性があり、実際の経済条件が仮定と乖離し、課税所得が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年5月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年5月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、福利厚生の一環として、当社グループの持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行ってまいりましたが、2021年2月をもちまして、持株会信託は保有する当社株式をすべて売却し、同年3月をもちまして、銀行からの借入金の返済を完了しております。

(1) 取引の概要

当社は、2018年9月28日開催の取締役会において、当社グループの持株会を活性化して当社ならびに当社グループ会社社員(以下「当社グループ社員」といいます。)の安定的な財産形成を促進すること、ならびに、当社グループ社員の会社経営への参画意識の向上と業績向上へのインセンティブ付与により、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株会信託型ESOP」(以下「本制度」といいます。)を導入しました。

当社は、「ERIホールディングス従業員持株会」(以下「持株会」といいます。)に加入する当社グループ社員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする「従業員持株会信託(他益信託)」(以下「持株会信託」といいます。)を設定いたしました。

持株会信託は、持株会が信託契約後3年6ヶ月間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を借入により調達した資金で一括して取得いたしました。なお、当社は、持株会信託の当該借入に対し補償を行います。

本制度導入後、持株会による当社株式の取得は持株会信託より行います。持株会による当社株式の取得を通じ、持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する当社グループ社員に対して分配いたします。一方、当社株価の下落により持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済いたします。その際、持株会に加入する当社グループ社員がその負担を負うことはありません。

本制度の導入に際して、当社保有の自己株式200,000株を持株会信託に対して一括して処分いたしました。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度112,018千円、98,000株、当連結会計年度はありません。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度192,637千円、当連結会計年度はありません。

(連結貸借対照表関係)

当座貸越契約及びコミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年5月31日)	当連結会計年度 (2021年5月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	2,600,000千円	2,600,000千円
借入実行残高	"	"
差引額	2,600,000千円	2,600,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
給与手当	1,192,249千円	1,176,061千円
役員報酬	434,285 "	431,968 "
退職給付費用	51,626 "	50,773 "
貸倒引当金繰入額	61 "	90 "

2 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
投資その他の資産その他	千円	640千円
計	千円	640千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
その他有価証券評価差額金		(単位：千円)
当期発生額	568	26
組替調整額		
税効果調整前	568	26
税効果額	196	9
その他有価証券評価差額金	371	17
その他の包括利益合計	371	17

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	7,832,400			7,832,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	231,985		133,900	98,085

(注) 1 当連結会計年度末の株式数には、持株会信託が所有する当社株式98,000株を含めて記載しております。

2 減少数の内訳は、持株会信託による当社株式の売却による減少133,900株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年7月9日 取締役会(注)1	普通株式	117,484	15	2019年5月31日	2019年7月31日
2019年12月27日 取締役会(注)2	普通株式	117,484	15	2019年11月30日	2020年1月31日

(注) 1 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金3,478千円が含まれております。

2 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金2,563千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年7月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	93,987	12	2020年5月31日	2020年7月31日

(注) 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金1,176千円が含まれております。

当連結会計年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	7,832,400			7,832,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	98,085		98,000	85

(注) 減少数の内訳は、持株会信託による当社株式の売却による減少98,000株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年7月14日 取締役会	普通株式	93,987	12	2020年5月31日	2020年7月31日

(注) 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金1,176千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年7月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	117,484	15	2021年5月31日	2021年7月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
現金及び預金	2,725,761千円	2,650,798千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	601 "	24,413 "
現金及び現金同等物	2,725,159千円	2,626,384千円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

株式の取得により新たに株式会社サッコウケンを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社サッコウケン株式の取得価額と株式会社サッコウケン取得による収入(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	327,657千円
固定資産	34,078 "
のれん	12,197 "
流動負債	119,829 "
固定負債	84,077 "
株式の取得価額	170,027千円
現金及び現金同等物	265,672 "
差引：取得による収入	95,645千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 複合機(工具、器具及び備品)等であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等とし、一部を安全性の高い金融資産としており、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信・売掛債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券に係る市場リスクは、資金運用規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、運転資金として短期借入金を利用してあります。これらの支払に係る流動性リスクは、月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

長期借入金は子会社株式取得資金等として金融機関から調達したものであります。なお、子会社株式取得資金等は固定金利とすることにより、金利変動リスクを回避しております。

(3) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち41.1%が大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2参照)

前連結会計年度(2020年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額() (千円)	時価() (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,725,761	2,725,761	
(2) 売掛金	786,998	786,998	
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,055	1,055	
(4) 未払金	(280,617)	(280,617)	
(5) 未払法人税等	(248,514)	(248,514)	
(6) 長期借入金(1年内返済予定を 含む)	(1,255,162)	(1,258,742)	3,579

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当連結会計年度(2021年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額() (千円)	時価() (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,650,798	2,650,798	
(2) 売掛金	902,549	902,549	
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,028	1,028	
(4) 未払金	(294,193)	(294,193)	
(5) 未払法人税等	(153,128)	(153,128)	
(6) 長期借入金(1年内返済予定を 含む)	(925,425)	(929,289)	3,864

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(4)未払金、及び(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券の時価は、取引所の価格によっております。

(6)長期借入金(1年内返済予定を含む)の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2020年5月31日	2021年5月31日
差入保証金(*1)	481,816	469,228
長期未払金(*2)	(104,313)	(105,283)

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*1)市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*2)役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務等であり、当該役員等の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,725,761			
売掛金	786,998			
合計	3,512,759			

当連結会計年度(2021年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,650,798			
売掛金	902,549			
合計	3,553,348			

4 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	137,100	137,100	137,100	137,100	137,100	377,025
合計	137,100	137,100	137,100	137,100	137,100	377,025

(注) 長期借入金のうち「従業員持株会信託型E S O P」の導入に伴うものは、返済額が未定のため連結決算日後1年ごとの返済予定額は記載しておりません。また、リース債務については借入金等明細表に記載しております。

当連結会計年度(2021年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	137,100	137,100	137,100	137,100	137,100	239,925
合計	137,100	137,100	137,100	137,100	137,100	239,925

(注) 社債については社債明細表、リース債務については借入金等明細表に記載しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2020年5月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式 小計			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式 小計	1,055	1,703	648
合計	1,055	1,703	648

当連結会計年度(2021年5月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式 小計			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式 小計	1,028	1,703	674
合計	1,028	1,703	674

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、確定拠出年金制度、確定給付制度としての退職一時金制度を設けているほか、中小企業退職金共済制度に加入しております。

当社には退職給付制度はありません。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、いずれも簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	69,232千円	64,512千円
退職給付費用	17,048 "	16,248 "
退職給付の支給額	21,769 "	24,627 "
退職給付に係る負債の期末残高	64,512千円	56,133千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前連結会計年度17,048千円、当連結会計年度16,248千円であります。

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度231,772千円、当連結会計年度232,485千円です。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	23,339千円	12,603千円
未払賞与	124,822 "	180,090 "
資産除去債務	30,607 "	32,335 "
関係会社株式	22,174 "	31,231 "
長期未払金	35,890 "	49,098 "
繰越欠損金	139,511 "	116,173 "
その他	145,870 "	94,713 "
繰延税金資産小計	522,216 "	516,246 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	29,086 "	15,059 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	80,259 "	91,958 "
評価性引当額小計	109,345 "	107,017 "
繰延税金資産合計	412,870千円	409,229千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	7,845千円	5,386千円
繰延税金負債合計	7,845千円	5,386千円
繰延税金資産の純額	405,025千円	403,842千円

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年5月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)						139,511	139,511千円
評価性引当額						29,086	29,086 "
繰延税金資産						110,425	(b)110,425 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金139,511千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産110,425千円を計上しております。当該繰延税金資産110,425千円は、主に連結子会社日本E R I株式会社における税務上の繰越欠損金の残高109,851千円(法定実効税率を乗じた額)等について認識したものであります。

日本E R I株式会社における繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2020年5月期に税引前当期純損失を59,149千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2021年5月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(c)						116,173	116,173千円
評価性引当額						15,059	15,059 "
繰延税金資産						101,113	(d)101,113 "

(c) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(d) 税務上の繰越欠損金116,173千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産101,113千円を計上しております。当該繰延税金資産101,113千円は、主に連結子会社日本E R I株式会社における税務上の繰越欠損金の残高68,893千円(法定実効税率を乗じた額)等について認識したものであります。

日本E R I株式会社における繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2020年5月期に税引前当期純損失を59,149千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。なお、同社における繰延税金資産の計上額は242,489千円です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割等	4.2 "	4.2 "
交際費等永久に損金算入されない項目	1.1 "	0.4 "
のれん償却額	4.6 "	4.9 "
親会社と子会社の税率差	5.4 "	4.2 "
評価性引当額の増減	3.5 "	1.9 "
法人税額の特別控除額	2.5 "	"
その他	0.5 "	0.3 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.4%	42.8%

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2020年8月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月17日付で株式会社サッコウケンを取得したことにより子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社サッコウケン

事業の内容 確認検査事業、性能評価事業、調査診断事業及び関連事業

企業結合を行った主な理由

当社グループは、「建築や住宅に関する安全・安心の確保」という社会的な使命を果たしつつ、お客様からの信頼を積み重ねることにより、「建築分野の第三者検査機関のリーディングカンパニー」として、消費者やお客様から指名される会社となることを目指しております。

今般、株式を取得したサッコウケンは、当社グループと同様の事業を行っておりますが、特に北海道における戸建住宅の確認検査業務を強みとして、道内トップシェアの指定確認検査機関であります。本件により、当社が中期経営計画に掲げる既存中核業務の収益力強化に資する市場シェアの拡大が図れるものと考えております。

企業結合日

2020年9月17日(株式取得日)

2020年9月30日(みなし取得日)

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

変更ありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の現金を対価とする株式取得を実施したため、当社を取得企業としております。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年10月1日から2021年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	170,027千円
取得原価		170,027千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 29,600千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

12,197千円

発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	327,657千円
固定資産	34,078 "
資産合計	361,736 "
流動負債	119,829 "
固定負債	84,077 "
負債合計	203,906 "

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

一部の連結子会社は、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法等によっております。

この見積りにあたり、使用見込み期間は不動産賃貸借契約開始から主に15年間を採用しております。

2. 当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法を用いているものに関して、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額の増減は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
期首残高	172,932千円	141,440千円
新たな賃貸借契約の締結等に伴う増加額	6,529 "	3,190 "
既存の賃貸借契約の解約等に伴う減少額	38,021 "	6,281 "
企業結合による増加額	"	4,736 "
期末残高	141,440千円	143,085千円

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社名にあるとおり建築物等に関する、Evaluation(評価)Rating(格付け)Inspection(検査)を専門的第三者機関として実施する事業活動を展開しております。当社は、経営組織の形態及びサービスの特性の類似性に基づき、複数の事業セグメントを集約したうえで、「確認検査及び関連事業」「住宅性能評価及び関連事業」「ソリューション事業」の3つを報告セグメントとしております。

「確認検査及び関連事業」は建築基準法に基づく建築物の確認検査業務、超高層建築物の構造評定等であります。

「住宅性能評価及び関連事業」は住宅品確法に基づく新築住宅及び既存住宅の住宅性能評価業務、長期優良住宅の認定に係る技術的審査業務等であります。

「ソリューション事業」は、既存建築物におけるデューデリジェンス業務、インスペクション業務、すまいと・コンシューマー業務、建築基準法適合状況調査業務等であります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、従来「確認検査事業」としていた報告セグメントの名称を「確認検査及び関連事業」に変更するとともに、事業セグメントの区分方法を見直し、超高層建築物の構造評定、型式適合認定等につき「確認検査及び関連事業」、住宅型式性能認定等につき「住宅性能評価及び関連事業」に含めております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

4. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2 (注) 3	連結 財務諸表 計上額 (注) 4
	確認検査 及び 関連事業	住宅性能 評価及び 関連事業	ソリュー ション 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	7,946,128	3,777,220	1,462,300	13,185,649	1,657,086	14,842,735		14,842,735
セグメント間の内部 売上高又は振替高					124,590	124,590	124,590	
計	7,946,128	3,777,220	1,462,300	13,185,649	1,781,676	14,967,325	124,590	14,842,735
セグメント利益又は 損失()	392,517	192,809	141,723	727,050	146,147	580,903	63,381	517,522
セグメント資産	1,890,100	703,532	416,276	3,009,909	487,801	3,497,710	3,265,130	6,762,841
その他の項目								
減価償却費	111,809	38,257	18,639	168,706	32,303	201,010		201,010
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	183,600	48,364	30,478	262,444	62,781	325,226		325,226

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保責任保険の検査などが含まれております。

2 セグメント資産の調整額3,265,130千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金等)、一部ののれん及び管理部門にかかる資産であります。

3 セグメント利益又は損失()の調整額 63,381千円は、のれん償却額であります。

4 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2 (注) 3	連結 財務諸表 計上額 (注) 4
	確認検査 及び 関連事業	住宅性能 評価及び 関連事業	ソリュー ション 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	7,849,433	3,479,580	1,442,458	12,771,471	1,626,294	14,397,766		14,397,766
セグメント間の内部 売上高又は振替高					82,412	82,412	82,412	
計	7,849,433	3,479,580	1,442,458	12,771,471	1,708,707	14,480,179	82,412	14,397,766
セグメント利益又は 損失()	316,535	92,532	81,354	490,422	22,976	467,445	64,601	402,844
セグメント資産	1,779,973	648,673	479,029	2,907,675	438,076	3,345,752	3,132,065	6,477,818
その他の項目								
減価償却費	133,803	31,857	20,080	185,741	30,313	216,055		216,055
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	78,280	18,638	11,747	108,667	17,734	126,401		126,401

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保責任保険の検査などが含まれております。

2 セグメント資産の調整額3,132,065千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金等)、一部ののれん及び管理部門にかかる資産であります。

3 セグメント利益又は損失()の調整額64,601千円は、のれん償却額であります。

4 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
飯田グループホールディングス株式会社	1,864,506	確認検査及び関連事業 住宅性能評価及び関連事業

当連結会計年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
飯田グループホールディングス株式会社	1,583,144	確認検査及び関連事業 住宅性能評価及び関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	確認検査及び 関連事業	住宅性能評価 及び関連事業	ソリューション 事業	計			
減損損失	9,928	4,329	71	14,330	2,191		16,521

当連結会計年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	確認検査及び 関連事業	住宅性能評価 及び関連事業	ソリューション 事業	計			
減損損失	1,337	318	200	1,857	303		2,160

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	確認検査及び 関連事業	住宅性能評価 及び関連事業	ソリューション 事業	計			
当期償却額					13,611	63,381	76,992
当期末残高					21,389	475,361	496,750

当連結会計年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	確認検査及び 関連事業	住宅性能評価 及び関連事業	ソリューション 事業	計			
当期償却額					11,666	64,601	76,268
当期末残高					9,722	422,957	432,680

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
1株当たり純資産額	349円86銭	381円58銭
1株当たり当期純利益	33円69銭	33円95銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	258,226	264,759
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	258,226	264,759
普通株式の期中平均株式数(株)	7,664,342	7,798,876

(注) 1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、持株会信託が所有する当社株式の数を控除しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 サッコウケン	第2回無担保社債	2019年 3月22日		50,000	0.26	無担保社債	2024年 3月22日
合計				50,000			

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
		50,000		

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	137,100	137,100	0.55	
1年以内に返済予定のリース債務	33,881	35,168	0.72	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,118,062	788,325	0.55	2022年7月29日～ 2028年1月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	99,757	68,689	0.72	2022年4月4日～ 2025年6月26日
その他有利子負債				
合計	1,388,802	1,029,282		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 連結決算日と連結子会社の決算日が異なるため、返済期限が連結決算日より1年以内であるものが含まれております。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	137,100	137,100	137,100	137,100
リース債務	32,422	31,630	4,437	199

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	3,399,526	6,824,793	10,363,833	14,397,766
税金等調整前四半期 (当期)純利益又は 税金等調整前四半期 純損失() (千円)	20,080	14,816	85,871	471,534
親会社株主に帰属す る四半期(当期)純利 益又は 親会社株主に帰属す る四半期純損失() (千円)	7,800	33,216	29,833	264,759
1株当たり四半期(当 期)純利益又は 1株当たり四半期純 損失() (円)	1.01	4.27	3.83	33.95

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益又は 1株当たり 四半期純損失() (円)	1.01	5.26	8.06	29.99

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	468,051	337,591
未収入金	1 5,965	1 52,910
前払費用	34,772	21,459
その他	1 96,519	1 83,060
流動資産合計	605,310	495,021
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	43,464	44,944
減価償却累計額	29,752	38,503
工具、器具及び備品(純額)	13,712	6,441
有形固定資産合計	13,712	6,441
無形固定資産		
ソフトウェア	95,677	98,910
無形固定資産合計	95,677	98,910
投資その他の資産		
関係会社株式	3,591,534	3,791,161
繰延税金資産	21,391	29,862
その他	76,590	855
投資その他の資産合計	3,689,516	3,821,878
固定資産合計	3,798,906	3,927,231
資産合計	4,404,216	4,422,252

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	137,100	137,100
未払金	1 84,756	1 37,842
未払費用	1,440	6,546
預り金	4,826	3,853
その他	15,710	16,972
流動負債合計	243,834	202,314
固定負債		
長期借入金	1,118,062	788,325
債務保証損失引当金	67,253	
その他	10,329	
固定負債合計	1,195,646	788,325
負債合計	1,439,480	990,639
純資産の部		
株主資本		
資本金	992,784	992,784
資本剰余金		
資本準備金	26,304	26,304
その他資本剰余金	1,368,237	1,368,237
資本剰余金合計	1,394,541	1,394,541
利益剰余金		
利益準備金	142,248	151,646
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	547,252	892,712
利益剰余金合計	689,500	1,044,359
自己株式	112,091	72
株主資本合計	2,964,735	3,431,613
純資産合計	2,964,735	3,431,613
負債純資産合計	4,404,216	4,422,252

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 6月 1日 至 2020年 5月31日)	当事業年度 (自 2020年 6月 1日 至 2021年 5月31日)
営業収益	1 1,008,001	1 1,000,230
営業費用	1, 2 585,635	1, 2 512,053
営業利益	422,365	488,176
営業外収益		
受取利息	912	830
受取保証料	10,329	8,608
雑収入	728	745
営業外収益合計	11,971	10,183
営業外費用		
支払利息	1 8,348	1 7,551
債務保証損失		49,482
営業外費用合計	8,348	57,034
経常利益	425,989	441,326
特別損失		
債務保証損失引当金繰入額	67,253	
特別損失合計	67,253	
税引前当期純利益	358,735	441,326
法人税、住民税及び事業税	991	950
法人税等調整額	18,330	8,470
法人税等合計	17,338	7,520
当期純利益	376,074	448,846

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	992,784	26,304	1,368,237	1,394,541
当期変動額				
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
自己株式の処分				
当期変動額合計				
当期末残高	992,784	26,304	1,368,237	1,394,541

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	118,751	429,644	548,396	265,145	2,670,576	2,670,576
当期変動額						
剰余金の配当		234,969	234,969		234,969	234,969
利益準備金の積立	23,496	23,496				
当期純利益		376,074	376,074		376,074	376,074
自己株式の処分				153,054	153,054	153,054
当期変動額合計	23,496	117,607	141,104	153,054	294,159	294,159
当期末残高	142,248	547,252	689,500	112,091	2,964,735	2,964,735

当事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	992,784	26,304	1,368,237	1,394,541
当期変動額				
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
自己株式の処分				
当期変動額合計				
当期末残高	992,784	26,304	1,368,237	1,394,541

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	142,248	547,252	689,500	112,091	2,964,735	2,964,735
当期変動額						
剰余金の配当		93,987	93,987		93,987	93,987
利益準備金の積立	9,398	9,398				
当期純利益		448,846	448,846		448,846	448,846
自己株式の処分				112,018	112,018	112,018
当期変動額合計	9,398	345,459	354,858	112,018	466,877	466,877
当期末残高	151,646	892,712	1,044,359	72	3,431,613	3,431,613

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 29,862千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法

将来減算一時差異等に係る繰延税金資産は、事業計画から見積もられた課税所得等に基づき回収可能性を判断し、将来の税金負担額を軽減することができるかと認められる範囲内で計上しております。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

課税所得の基となる事業計画上の営業収益、営業費用等に以下のような仮定を置いております。

営業収益については、当事業年度以前の実績数値を基に、翌事業年度以降の傾向及び足元の市場環境を加味して、予測、算定しております。営業費用については、主として当事業年度以前の実績数値を基に、翌事業年度以降の施策等を加味して、予測、算定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定のうち、特に営業収益については、市場環境、需要動向、新型コロナウイルス感染症の影響等、将来の不確実な経済条件の変動の影響を受ける可能性があり、実際の経済条件が仮定と乖離し、課税所得が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、福利厚生の一環として、当社グループの持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行ってまいりましたが、2021年2月をもちまして、持株会信託は保有する当社株式をすべて売却し、同年3月をもちまして、銀行からの借入金の返済を完了しております。

(1) 取引の概要

当社は、2018年9月28日開催の取締役会において、当社グループの持株会を活性化して当社ならびに当社グループ会社社員(以下「当社グループ社員」といいます。)の安定的な財産形成を促進すること、ならびに、当社グループ社員の会社経営への参画意識の向上と業績向上へのインセンティブ付与により、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株会信託型ESOP」(以下「本制度」といいます。)を導入しました。

当社は、「ERIホールディングス従業員持株会」(以下「持株会」といいます。)に加入する当社グループ社員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする「従業員持株会信託(他益信託)」(以下「持株会信託」といいます。)を設定いたしました。

持株会信託は、持株会が信託契約後3年6ヶ月間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を借入により調達した資金で一括して取得いたしました。なお、当社は、持株会信託の当該借入に対し補償を行います。

本制度導入後、持株会による当社株式の取得は持株会信託より行います。持株会による当社株式の取得を通じ、持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する当社グループ社員に対して分配いたします。一方、当社株価の下落により持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済いたします。その際、持株会に加入する当社グループ社員がその負担を負うことはありません。

本制度の導入に際して、当社保有の自己株式200,000株を持株会信託に対して一括して処分いたしました。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度112,018千円、98,000株、当事業年度はありません。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度192,637千円、当事業年度はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
短期金銭債権	6,002千円	53,071千円
短期金銭債務	71,535 "	13,628 "

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	2,600,000千円	2,600,000千円
借入実行残高	"	"
差引額	2,600,000千円	2,600,000千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
営業取引		
営業収益	1,008,001千円	1,000,230千円
営業費用	31,775 "	22,548 "
営業取引以外の取引	905 "	823 "

2. 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
役員報酬	165,624千円	134,202千円
給与手当	122,104 "	100,728 "
支払手数料	86,450 "	82,866 "

(有価証券関係)

前事業年度(2020年5月31日)

関係会社株式(貸借対照表価額3,591,534千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年5月31日)

関係会社株式(貸借対照表価額3,791,161千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	207千円	302千円
未払事業所税	296 "	256 "
一括償却資産	69 "	12 "
未払役員報酬	"	1,836 "
関係会社株式	23,682 "	23,682 "
債務保証損失引当金	20,579 "	"
繰越欠損金	17,130 "	27,454 "
繰延税金資産小計	61,966 "	53,544 "
税務上の繰越欠損金に係る評価 性引当額	3,287 "	"
将来減算一時差異等の合計に係 る評価性引当額	37,287 "	23,682 "
評価性引当額小計	40,574 "	23,682 "
繰延税金資産合計	21,391千円	29,862千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割額	0.3 "	0.2 "
交際費等永久に損金算入されない項目	0.5 "	0.1 "
受取配当金等永久に益金算入されない項目	40.9 "	28.8 "
評価性引当額の増減	4.7 "	3.8 "
その他	0.0 "	0.0 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.8%	1.7%

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形 固定資産	工具、器具及び備品	13,712	1,480		8,750	6,441	38,503
	計	13,712	1,480		8,750	6,441	38,503
無形 固定資産	ソフトウェア	95,677	40,400		37,166	98,910	128,210
	計	95,677	40,400		37,166	98,910	128,210

(注) 当期増加額の主な内容は次のとおりであります。

工具、器具及び備品の増加の主な内容は、サーバ機器1,480千円であります。
ソフトウェアの増加の主な内容は、新会計システム32,000千円、現場検査支援システム4,100千円及びグループ会社ポータルサイト3,750千円であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
債務保証損失引当金	67,253		67,253	

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公示方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.h-eri.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第7期)(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日) 2020年8月28日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の確認書

事業年度(第7期)(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日) 2020年8月28日関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第7期)(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日) 2020年8月28日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書

第8期第1四半期(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日) 2020年9月30日関東財務局長に提出。

第8期第2四半期(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日) 2020年12月28日関東財務局長に提出。

第8期第3四半期(自 2020年12月1日 至 2021年2月28日) 2021年3月30日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書の確認書

第8期第1四半期(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日) 2020年9月30日関東財務局長に提出。

第8期第2四半期(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日) 2020年12月28日関東財務局長に提出。

第8期第3四半期(自 2020年12月1日 至 2021年2月28日) 2021年3月30日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 2020年8月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書 2021年7月2日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年 8月27日

E R Iホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 松 啓 輔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 原 諭

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているE R Iホールディングス株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E R Iホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>E R Iホールディングス株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産403,842千円が計上されており、連結財務諸表注記（税効果会計関係）に記載のとおり繰延税金負債との相殺前の金額は409,229千円である。そのうち、重要な連結子会社である日本E R I株式会社において計上した繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）の金額は242,489千円であり、会社の連結貸借対照表における総資産の3.7%を占めており、繰延税金資産の額の60.0%を占めている。</p> <p>繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識する。</p> <p>日本E R I株式会社の繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる同社の課税所得の発生見込は、経営者の作成した将来における事業計画を基礎として見積られるが、当該見積りに当たっては、省エネ適判業務（建築物エネルギー消費性能適合性判定業務）の拡大や、新型コロナウイルス感染症が会社全体の業績に与える影響といった経営者による重要な判断を伴う主要な仮定が含まれている。また、同社は、当連結会計年度末時点で2020年5月期に計上した税務上の繰越欠損金が68,893千円存在しており、繰延税金資産の回収可能性の見積りの不確実性が高くなっている。</p> <p>以上から、当監査法人は、日本E R I株式会社における繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、日本E R I株式会社における繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 事業計画の策定を含む、税効果の算定プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に将来売上に関する計画の策定及び繰延税金資産の回収可能性のスケジュールリングが適切に行われているかどうかを検証する統制に焦点を当てて評価を実施した。</p> <p>(2) 繰延税金資産の回収可能性の判断の合理性の評価 繰延税金資産の回収可能性の判断の基礎となる日本E R I株式会社の事業計画について、経営者が採用した主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問及び関連資料を閲覧するとともに、主として以下の手続を実施した。</p> <p>事業計画における将来売上の見積りに利用されている省エネ適判業務の拡大の見直しについて、経理財務部及び経営企画部の担当者に質問するとともに、事業計画において想定されている確認交付件数と省エネ適判業務の拡大件数の整合性を確認した。</p> <p>省エネ適判業務以外の業務に係る将来売上の見積りにについては、新型コロナウイルス感染症による影響について、経理財務部及び経営企画部の担当者に質問するとともに、外部調査機関が公表している将来の住宅着工戸数の予測と事業計画における売上の見積りの整合性を確認した。</p> <p>将来減算一時差異等の解消予定時期のスケジュールリングや将来の課税所得計算に含まれる税務上の申告調整項目について、過年度及び当連結会計年度の課税所得計算における申告調整内容との整合性を確認した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、E R Iホールディングス株式会社の2021年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、E R Iホールディングス株式会社が2021年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年 8月27日

E R Iホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 松 啓 輔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 原 諭

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているE R Iホールディングス株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E R Iホールディングス株式会社の2021年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。